

泊発電所3号炉
前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト
技術的能力

令和 5年 7 月 12 日

北海道電力株式会社

目次

目次	通しページ
技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項	1
技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項(可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート)	28
技術的能力 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等	80
技術的能力 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	82
技術的能力 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	85
技術的能力 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	91
技術的能力 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	99
技術的能力 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	104
技術的能力 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等	107
技術的能力 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等	110
技術的能力 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等	121
技術的能力 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等	124
技術的能力 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	126
技術的能力 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等	130
技術的能力 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等	131
技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順等	140
技術的能力 1.15 事故時の計装に関する手順等	147
技術的能力 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等	157
技術的能力 1.17 監視測定等に関する手順等	162
技術的能力 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	170
技術的能力 1.19 通信連絡に関する手順等	176
技術的能力 2.1 可搬型設備等による対応	183

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 0)	1.0 全般	ページ番号の記載を統一した。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 0)	1.0-33, 83	島根の審査実績を踏まえ、複数号炉の同時被災の場合において、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう配置する号機責任者の代行者と代行順位をあらかじめ定めることについて記載した。	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1.0-37, 87	同上	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 0)	1.0-83	1.0.1(4)c.(g)項と記載を合わせた。(下線部参照) (旧)代行者と代行順位をあらかじめ明確にする。 (新)代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1.0-87	同上	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 0)	1.0-93	第1表の記載を適正化(下線部参照) 【技能的能力1.2/対応手段等/サポート系故障時/代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの復旧】 (旧)～常設代替交流電源設備等による非常用母線への給電を確認し起動する。 (新)～常設代替交流電源設備による非常用母線への給電を確認し起動する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0-99	同上	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0-101	第1表の記載を適正化 (下線部参照) 【技能的能力1.3/配慮すべき事項/インターフェイスシステムLOCAによる溢水の影響】 (旧) 操作場所及び操作場所へのアクセスルートは～ (新) 遠隔駆動機構による操作場所及び操作場所へのアクセスルートは～	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0-110	同上	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0-142	記載の適正化 下記のとおり、記載内容を修正する。 (旧) 代替電源 (直流) (新) 可搬型代替直流電源設備 (旧) 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器 (新) 可搬型代替直流電源設備	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0-165	同上	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0-152	SA設備60条との記載内容の統一のため、以下の記載内容を修正した。(下線部参照) (旧) また、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合 (新) また、「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「 <u>原子力災害対策特別措置法</u> 」第15条第1項に該当する事象 (以下「 <u>原災法</u> 該当事象」という。)が発生した場合	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0-175	同上 上記修正に伴い、相違理由欄に以下の記載を追加 【女川】記載内容の相違 (60条との記載内容の統一)	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0-153	他の手順と記載内容の統一のため、以下の記載内容を修正した。(下線部参照) (旧) 「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合。 (新) 原災法該当事象が発生した場合。	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0-175	同上	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0-154	SA設備60条及び技術的能力1.17との記載表現統一のため、以下の記載内容を修正した。(下線部参照) (旧) 「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合 (新) 「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象が発生した場合	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0-178	同上 上記修正に伴い、相違理由欄に以下の記載を追加 【大飯】【女川】・記載表現の相違 原災法15条事象発生を考慮した記載としている。(60条及び技術的能力1.17との記載表現統一)	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0-159~1.0-166	第2表 項目増加によりページ数が増加したため、以下の通り表題を修正した。(下線部参照) (旧) 第2表 重大事故等対策における操作の成立性 (○/7) (新) 第2表 重大事故等対策における操作の成立性 (○/8)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0-163	技術的能力1.14まとめ資料に合わせ、現場操作を必要とする常設代替交流電源設備による給電（代替非常用発電機の中央制御室からの起動によるメタクラB系及びパワーコントロールセンタB系受電、メタクラA系及びパワーコントロールセンタA系受電、コントロールセンタA系及びコントロールセンタB系受電）を記載した。 また、泊3号炉の常設代替交流電源設備による給電は、メタクラB系受電後にメタクラA系受電することから、B系とA系を分けた記載としている。 (島根と同様)	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0-194	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0-163	技術的能力1.14まとめ資料に合わせ、常設代替交流電源設備による給電（代替非常用発電機の現場からの起動）について記載していたが、代替非常用発電機の中央制御室からの起動と同じく、メタクラB系及びパワーコントロールセンタB系受電、メタクラA系及びパワーコントロールセンタA系受電、コントロールセンタA系及びコントロールセンタB系受電の要員数及び想定時間をそれぞれ記載した。	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0-194	同上	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0-163	技術的能力1.14まとめ資料に合わせ、現場操作を必要とする所内常設蓄電池式直流電源設備による給電（1時間以内の不要な直流負荷の切離し操作、8.5時間以内の不要な直流負荷の切離し操作）をそれぞれ記載した。	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0-194	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0-164	技術的能力1.14まとめ資料に合わせ、現場操作を必要とするディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの補給手順について、以下に示す手順毎に要員数及び想定時間を記載した。 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリー給油ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合 ・燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリー給油ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0-195	同上	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0-164	技術的能力1.14まとめ資料に合わせ、現場操作を必要とする可搬型タンクローリーから各機器への補給手順について、以下に示す手順毎に要員数及び想定時間を記載した。(大飯と同様) ・代替非常用発電機へ補給する場合 ・可搬型代替電源車へ補給する場合 ・可搬型直流電源用発電機へ補給する場合 ・可搬型大容量海水送水ポンプ車へ補給する場合 ・可搬型大型送水ポンプ車へ補給する場合 ・緊急時対策所用発電機へ補給する場合 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽へ補給する場合	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0-195, 196	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.1-2	「伊方発電所3号炉」欄 以下の誤植を修正実施（下線部参照） (旧) ① 重大事故等対処設備を用いる手順 ② 当該重大事故等対処設備が、設計基準対象施設としての機能（本来の機能）を有する。 ③ 当該重大事故等対処設備が、設計基準対象施設として使用する場合は異なる用途として、重大事故等に対処するために使用する。 (新) ① 重大事故等対処設備を用いる手順 ② 当該重大事故等対処設備が、設計基準対象施設としての機能（本来の用途）を有する。 ③ 当該重大事故等対処設備が、設計基準対象施設として使用する場合は異なる用途として、重大事故等に対処するために使用する。	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.1-1	切替えの容易性における条件設定についての適正化を実施。 (旧) ① 重大事故等対処設備を用いる手順 ② 当該重大事故等対処設備が、設計基準対象施設としての機能（本来の機能）を有する。 ③ 当該重大事故等対処設備が、設計基準対象施設として使用する場合は異なる用途として、重大事故等に対処するために使用する。 (新) ① 重大事故等対処設備を用いる手順 ② 当該重大事故等対処設備が、設計基準対象施設としての機能（本来の用途）を有する。 ③ 当該重大事故等対処設備が、設計基準対象施設として使用する場合は異なる用途として、重大事故等に対処するために使用する。	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.1-2	同上	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.1-別紙1-3 1.0.1-別紙1-5 1.0.1-別紙1-7 1.0.1-別紙1-9 1.0.1-別紙1-11 1.0.1-別紙1-13	別紙1の各図面の名称において用語の統一を実施した。（下線部参照） (旧) 概略図 (新) 概要図	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.1-18 1.0.1-19 1.0.1-20 1.0.1-21 1.0.1-23 1.0.1-25	同上	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.1-別紙1-7	別紙1 図3において、技術的能力1.13の概要図最新化に合わせて、図を最新化した。	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9	1.0.1-20	同上	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.5-4	図1「品質マネジメントシステム文書体系図(重大事故等発生時等に係る文書)」について、技術的能力1.0の記載にあわせて以下の表現を修正した。 (旧) 原子力防災準備体制(原子力災害対策指針の警戒事態に準じて発令する体制) (新) 原子力防災準備体制(原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための体制)	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.5-7	同上	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.6-8	以下の記載について設備名称を適正化した (旧) ~~~SGの水位低下の進展により「SG水位低」警報, ~~~ (新) ~~~蒸気発生器の水位低下の進展により「SG水位低」警報, ~~~	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.6-14	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0. 6-8	以下、計器名称について記載を適正化した (旧) SG水位 (狭域) (新) 蒸気発生器水位 (狭域)	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0. 6-15	同上	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0. 6-12	図2「運転員、発電所対策本部（発電所災害対策要員（運転員を除く。））が使用する手順書体系」について、以下の誤記を修正した。 (旧) 重大事故等要領 (新) 重大事故等対応要領	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0. 6-21	同上	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0. 6-14	図4「運転要領緊急処置編の構成概要」について、以下の誤記を修正した (半角→全角) (旧) 運転要領緊急処置編(第2部)事象ベース 運転要領緊急処置編(第2部)安全機能ベース (新) 運転要領緊急処置編(第2部)事象ベース 運転要領緊急処置編(第2部)安全機能ベース	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表	1.0. 6-24	同上	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0. 6-14	図4「運転要領緊急処置編の構成概要」について、以下の誤記をそれぞれ修正した。 (旧) 補機冷却水喪失 補機冷却水喪失 (新) 補機冷却水系異常 補機冷却機能喪失	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.6-24	同上	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.6-15	図5「重大事故等および大規模損壊対応要領に基づく項目概要(1/2)」 泊発電所資機材取扱手順要則の項目概要について、以下の誤記を修正した (旧) ~~~取り扱い方法を~~~ (新) ~~~取扱い方法を~~~	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.6-26	同上	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.6-16	図5「重大事故等および大規模損壊対応要領に基づく項目概要(2/2)」 泊発電所 放射性物質の海洋拡散抑制細則の項目概要について、以下の記載を適正化した。 (旧) ~~~泊発電所専用港荷揚場等にシルトフェンスを設置する~~~ (新) ~~~泊発電所構内排水設備の集水樹にシルトフェンス、放射性物質吸着剤及び専用港荷揚場にシルトフェンスを設置する~~~	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.6-27	同上	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.6-16	図5「重大事故等および大規模損壊対応要領に基づく項目概要(2/2)」 について、審査実績を踏まえて、以下の手順項目を削除した。 泊発電所 放射性物質の海洋拡散抑制時における専用港内への流出経路構築 作業細則	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.6-27	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.6-19	図7「運転要領緊急処置編（第2部）の項目概要（2/2）」において誤記を修正した。（下線部参照） （旧）余熱除去系統 原子炉補機冷却水系 （新）余熱除去系 原子炉補機冷却水系	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.6-32	同上	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.6-22	図10「運転員の事象判別プロセスと運転要領緊急処置編の体系について」について、左のフロー図下と右のフロー図下の両方に凡例を記載していたが、同様の内容であるため右のフロー図下の凡例を削除した	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.6-35	同上	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.6-23	図11「運転要領及び重大事故等対応要領の使用イメージ」について、以下の誤記をそれぞれ訂正した。（下線部参照） （旧） インターフェースLOCA 格納容器スプレィポンプによる格納容器スプレィ 原子力災害対策指針の警戒事態に準じて発令する体制 タービン動補助給水ポンプ手動軸受油による起動手順 格納容器スプレィポンプ（自冷化）等による 発電所対策要員の招集 当直 （新） インターフェイスLOCA 格納容器スプレィポンプによる格納容器スプレィ 原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための体制 タービン動補助給水ポンプ手動軸受給油による起動手順 格納容器スプレィポンプ（自己冷却）等による 発電所災害対策要員の招集 運転員	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.6-36	同上	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.7 全般	・有効性評価の審査実績に合わせ、有効性評価フロー図を最新化した。 ・以下の通り運転要領フローの記載について用語の統一を行った。 系統→系 および→及び	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.7 全般	同上	
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.7-2 1.0.7-27 1.0.7-29 1.0.7-31	運転要領のフローにおいて、他条文審査実績を反映し、以下の通り記載の適正化を実施した。 (旧) 格納容器圧力0.233MPa未満又は格納容器冷却状態確認又は格納容器注水量6100m ³ 到達 (新) 格納容器圧力が最高使用圧力-0.05MPa又は総注入量が格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さまで注水したか	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.7-4 1.0.7-38 1.0.7-41 1.0.7-44	同上	
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.7-2 1.0.7-4 1.0.7-6 1.0.7-8 1.0.7-26 1.0.7-28	運転要領のフローにおいて、以下の記載の統一化を図った。(下線部参照) (旧) 原子炉トリップ、タービントリップ及び発電機トリップの確認 (新) 原子炉トリップ・タービントリップ・発電機トリップの確認	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.7-4 1.0.7-7 1.0.7-10 1.0.7-12 1.0.7-37 1.0.7-40	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.7-2 1.0.7-4 1.0.7-6 1.0.7-8 1.0.7-26 1.0.7-28 1.0.7-35	有効性評価の審査実績に合わせ、以下の有効性評価解析上の対応手順の概要フローについて手順名称を適正化した。(下線部参照) (旧) B-アニュラス空気浄化設備空気作動弁代替空気供給及びダンパ手動開操作、～ (新) B-アニュラス空気浄化系空気作動弁及びダンパへの代替空気供給、～	
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.7-4 1.0.7-7 1.0.7-10 1.0.7-12 1.0.7-37 1.0.7-40 1.0.7-52	同上	
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.7-2 1.0.7-4 1.0.7-6 1.0.7-8 1.0.7-26 1.0.7-28 1.0.7-35	運転要領のフローにおいて、以下の記載の統一化を図った。(下線部参照) (旧) 充てんポンプ(自己冷却)による代替炉心注水準備 (新) B-充てんポンプ(自己冷却)による代替炉心注水準備	
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.7-4 1.0.7-7 1.0.7-10 1.0.7-12 1.0.7-37 1.0.7-40 1.0.7-52	同上	
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.7-32 1.0.7-33	要員の人数変更に伴い、「使用済燃料ピット可搬型監視設備等の準備・状態監視」と「可搬型設備準備開始使用済燃料ピットへの注水」を同時並行操作とした。	
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.7-46 1.0.7-48	同上	
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.9-9 1.0.9-10 1.0.9-16	表2「重大事故等対策に係る発電所災害対策要員(運転員を除く)の主な教育内容」、表3「アクシデントマネジメント(AM)に関する教育」、表6「実効性等を総合的に確認する原子力防災訓練」において以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 復旧班 (新) 復旧班員	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.9-21 1.0.9-22 1.0.9-31	同上	
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.9-11	他条文の審査実績に合わせ、表4「運転員が行う重大事故等対応のための主な教育訓練(1/2)」の主な内容(5)代替炉心注水の記載を適正化した。 (下線部参照) (旧) ・可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高压注入ポンプ(海水冷却)による高压代替再循環運転 (新) ・可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高压注入ポンプによる高压代替再循環運転	
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.9-25	同上	
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.9-13	表5「発電所災害対策要員の各班における重大事故等対応のための主な教育訓練(1/3)」の運転班の主な内容において誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 可搬型大型送水ポンプ起動 (新) 可搬型大型送水ポンプ車の起動	
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.9-27	同上	
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.9-14	表5「発電所災害対策要員の各班における重大事故等対応のための主な教育訓練(2/3)」の運転班の主な内容において誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 可搬型大容量海水送水ポンプ起動 (新) 可搬型大容量海水送水ポンプ車の起動	
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.9-28	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 0)	1. 0. 9-14	表5「発電所災害対策要員の各班における重大事故等対応のための主な教育訓練(2/3)」の復旧班(土木建築担当)の教育訓練項目「放射性物質吸着剤による海洋への放射性物質の拡散抑制」について削除	
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1. 0. 9-28	同上	
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 0)	1. 0. 9-14	表5「発電所災害対策要員の各班における重大事故等対応のための主な教育訓練(2/3)」の放管班の教育訓練項目及び主な内容を他条文の審査実績を考慮し、以下の記載に修正した。 教育訓練項目 (旧) シルトフェンス設置訓練 (新) シルトフェンス, 放射性物質吸着剤設置訓練 主な内容 (旧) ・シルトフェンスの設置 (ビデオ教育含む) (新) ・シルトフェンスの設置 (ビデオ教育含む) ・放射性物質吸着剤の設置	
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1. 0. 9-28	同上	
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 0)	1. 0. 9-16	表6「実効性等を総合的に確認する原子力防災訓練」において以下の誤記を修正した。 (旧) 事務局 (新) 事務局員	
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1. 0. 9-31	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.9-19	表9「発電所災害対策要員の訓練頻度について(代替給水作業の例)(1/2)」の訓練項目において以下の誤記を訂正した。 (旧) 可搬型大容量海水ポンプ車 ポンプ による給水 (新) 可搬型大容量海水 送水 ポンプ車による給水	
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.9-50	同上	
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.9-19 1.0.9-20	表9「発電所災害対策要員の訓練頻度について(代替給水作業の例)(1/2)」及び表9「発電所災害対策要員の訓練頻度について(電源確保作業の例)(2/2)」の訓練手順において以下の誤記を訂正した。 (旧) 放射性防護具着用 (新) 放射線防護具着用	
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.9-50 1.0.9-53	同上	
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.9-補足2-2	他条文の審査実績に合わせ、補足2表1「泊発電所における重大事故等時の対応のための主な訓練実績(2019年度)(1/4)」の主な内容(5)代替補機冷却の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ・可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ(海水冷却)への補機冷却水(海水)通水 (新) ・可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水	
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.9-62	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.9-補足2-4	補足2 表1「泊発電所における重大事故等時の対応のための主な訓練実績 (2019年度) (3/4)」の主な内容について、以下の誤記を修正した。 (下線部参照) 可搬型大型送水ポンプ車操作訓練 主な内容 (旧) 可搬型大型送水ポンプ起動 (新) 可搬型大型送水ポンプ車の起動 可搬型大容量海水送水ポンプ車操作訓練 主な内容 (旧) 可搬型大容量海水送水ポンプ起動 (新) 可搬型大容量海水送水ポンプ車の起動	
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.9-64	同上	
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.10-4	以下の通り、記載を適正化した。 2. b. (a) 発電所対策本部 (旧) 実施組織は、事故拡大防止に必要な運転上の措置を実施する班として運転班(運転員を含む)、設備の応急復旧計画の策定及び措置を実施する班として、復旧班により構成する。 (新) 実施組織は、事故拡大防止に必要な運転上の措置を実施する班として運転班(運転員を含む)、設備の応急復旧計画の策定及び措置を実施する班として復旧班により構成する。	
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.10-8	同上	
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.10目次, 1.0.10-4	■技術的能力1.0本文1.0.2(4)c.(g)項に合わせ、島根の審査実績を踏まえ、複数号炉の同時被災の場合において、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう配置する号機責任者が欠けた場合の代行について記載した。 ■その前段に、実施組織に複数号炉の同時被災の場合において号機責任者を配置することを記載した。 ■これらの追記により、目次のページ数を修正した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.10-1, 2, 8, 9	同上	
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.10-10	相違理由欄の誤記訂正 (下線部参照) (旧) 1.0.1c. (b)項 (新) 1.0.1(4)c. (b)項	
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.10-30	図10「発電所災害対策要員の非常招集の流れ」において審査実績を踏まえ下記について用語の統一や記載を適正化した。 (旧) 予め (新) あらかじめ (旧) 原子炉 (新) 発電用原子炉 (旧) 通報連絡者 (新) 通報連絡責任者 (旧) 災害対策要員 (支援) 中央制御室等の予め定められた場所へ出動を開始する。 (新) 災害対策要員 (支援) 緊急時対策所へ出動を開始する。 (新) 災害対策要員 (燃料補給) の追加	
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.10-41	同上	
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.10-別紙3-1	『図1 緊急時対策所立ち上げ時タイムチャート』について以下の表現を適正化した。 (旧) 指揮・通報連絡等 (新) 指揮通報連絡等 (旧) 指揮及び通報連絡等 (新) 指揮、通報連絡等	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.10-72	同上	
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.10-81	「島根原子力発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正実施（下線部参照） （旧） 地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。 （新） 地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した <u>うえ</u> で参集する。	
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.10-81	上記変更に伴い、以下の相違理由を追記した。 【島根】 記載表現の相違（以降、相違理由を省略）	
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.10-82	「島根原子力発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正実施（下線部参照） （旧） ①発電所の状況（発電所への移動が可能なプラント状況かどうか（格納容器ベントの実施見通し）、発電所に行くための必要な装備（放射線防護具、マスク、線量計を含む。）） ②その他発電所で得られた情報（発電所への移動に関する道路状況等、移動する上で有益な情報） （新） ①発電所の状況（発電所への移動が可能なプラント状況かどうか（格納容器ベントの実施見通し）、発電所に行くための必要な装備（放射線防護服、マスク、線量計を含む。）） ②その他発電所で得られた情報（発電所への移動に関する道路状況等、移動する <u>うえ</u> で有益な情報）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1. 0. 10-88	「島根原子力発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正実施（下線部参照） （旧） 発電所へ参集する要員は，原則，住民避難に影響のないよう行動し，自動車による参集ができないような場合は，自動車を避難に支障のない場所に停止した上で，～ （新） 発電所へ参集する要員は，原則，住民避難に影響のないよう行動し，自動車による参集ができないような場合は，自動車を避難に支障のない場所に停止した <u>うえで</u> ，～	
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1. 0. 10-89	「島根原子力発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正実施（下線部参照） （旧） 平日の勤務時間帯においては， <u>緊急時対策要員</u> の多くは管理事務所で執務しており，～ （新） 平日の勤務時間帯においては， <u>重大事故等に対処する要員</u> の多くは管理事務所で執務しており，～ ----- （旧） 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においては，初動対応する要員が免震重要棟又はその近傍及び制御室建物又は～ （新） 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においては，初動対応する <u>重大事故等</u> に対処する要員が免震重要棟又はその近傍及び <u>1，2号及び3号炉制御室</u> 建物又は～ ----- （旧） 管理事務所及び免震重要棟から緊急時対策所までのアクセスルートを第5図に示す。～ （新） 管理事務所及び免震重要棟から緊急時対策所までの <u>主な</u> アクセスルートを第5図に示す。～	
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1. 0. 10-89	上記変更に伴い，相違理由欄に以下を追加（島根の主なアクセスルートという記載に対して） 【島根】 記載表現の相違	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 0)	1. 0. 10-別紙7-9	以下の記載を適正化した。 (旧) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においては、初動対応する要員が総合管理事務所又は～ (新) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においては、初動対応する <u>発電所災害対策要員</u> が総合管理事務所又は～	
110	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1. 0. 10-89	同上	
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1. 0. 10-91	「島根原子力発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正実施（下線部参照） (旧) さらに、要員集合場所（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）に立寄り、情報収集を行った <u>上</u> で参集することから、～ (新) さらに、要員集合場所（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）に立寄り、情報収集を行った <u>うえ</u> で参集することから、	
112	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1. 0. 10-94	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正実施（下線部参照） (旧) 【集合場所までの徒歩での移動距離】 =4. 69 (h) X4 (km/h) X55 (m) / 60 (m) =17. 2 (km) <u>与</u> 17 (km) (新) 【集合場所までの徒歩での移動距離】 =4. 69 (h) X4 (km/h) X55 (m) / 60 (m) =17. 2 (km) <u>≒</u> 17 (km)	
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1. 0. 10-112	「島根原子力発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正実施（下線部参照） (旧) 年末年始、 <u>ゴールデンウィーク</u> 等の大型連休に重大事故等が発生した場合であっても、7時間以内に参集可能な重大事故等に対処する要員は150名以上（発電所員約540名の約3割）と考えられる。～ (新) 年末年始 <u>や</u> ゴールデンウィーク等の大型連休に重大事故等が発生した場合であっても、7時間以内に参集可能な重大事故等に対処する要員は150名以上（発電所員540名の約3割 <u>以上</u> ）と考えられる。～	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
114	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.10-別紙7-18	記載の適正化 (下線部参照) (旧) また、年末年始、ゴールデンウィーク等の大型連休に重大事故等が発生した場合であっても、～ (新) また、年末年始やゴールデンウィーク等の大型連休に重大事故等が発生した場合であっても、～	
115	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.10-112	同上	
116	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.10-116	「島根原子力発電所2号炉」欄 別紙補足2のタイトルの誤植を修正実施 (下線部参照) (旧) <u>参集訓練の実施結果について</u> (新) 参集訓練の実施結果	
117	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.10-116	「島根原子力発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正実施 (下線部参照) (旧) この結果から、発電所外から参集する重大事故等に対処する要員の参集するための移動速度を設定した。 (新) この結果から、発電所外から参集する重大事故等に対処する要員の参集するための移動速度を算出した。	
118	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.10-118	「島根原子力発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正実施 (下線部参照) (旧) 第1表の参集訓練の結果より、徒歩での移動速度は73m/min (4.4km/h) と算出され、本訓練の評価用歩行速度を67m/min (4.0km/h) で設定した。 (新) 第1表の参集訓練の結果より、徒歩での移動速度は73m/min (4.4km/h) と算出され、本訓練の評価用平均速度を67m/min (4.0km/h) で設定した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
119	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.10-124	「島根原子力発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正実施（下線部参照） （旧） 発電所進入道路を阻害することになる66kVNo.54-甲及びNo.54-乙送電鉄塔の倒壊が起きて、～ （新） 発電所侵入道路を阻害することになる66kVNo.54-甲及びNo.54-乙送電鉄塔の倒壊が起きて、～	
120	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.10-125	「島根原子力発電所2号炉」欄 以下の誤植を修正実施（下線部参照） （旧）自然災害により送電鉄塔が倒壊した事例を第3図に示す。 （新）自然災害により送電鉄塔が倒壊した事例を以下に示す。 ----- 第3図 自然災害による送電鉄塔の倒壊事例 （タイトルの削除） ----- （旧）重大事故等に対処する要員は、送電線の停電など安全を確認した上で、 （新）重大事故等に対処する要員は、送電線の停電など安全を確認したうえで、	
121	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.10-125	相違理由欄に以下を追加 【島根】記載表現の相違 ・泊は、自然災害により送電鉄塔が倒壊した事例について図番号及びタイトルを記載した。	
122	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.12-7	表2「初動対応体制の強化について」の災害対策要員の強化内容項目記載において、誤記を訂正した。 （旧） 地震・津波発生時等のがれき撤去、代替非常用発電機、可搬型大型事故等対処設備への燃料補給等の対応要員として配置 （新） 地震・津波発生時等のがれき撤去、代替非常用発電機、可搬型重大事故等対処設備への燃料補給等の対応要員として配置	
123	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.12-24	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
124	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.13-1	以下の通り、用語の統一を実施した。 (旧) 防護具類 (新) 放射線防護具類	
125	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.13-2	同上	
126	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.13-2	以下の誤記を訂正した。 (旧) 被ばくおそれ (新) 被ばくのおそれ	
127	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.13-4	同上	
128	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.14-26, 30	以下の設備について、名称を適正化した。 (旧) ディーゼル発電機設備 (燃料油系統) 配管・弁 (新) ディーゼル発電機設備 (燃料油設備) 配管・弁	
129	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.14-27, 32	同上	
130	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.15-6 1.0.15-12	図2「余熱除去再循環及び格納容器スプレイ再循環 系統概要図」及び図7「格納容器スプレイ再循環機能復旧のイメージ」について、以下の誤記を修正した。 (旧) 格納容器スプレイポンプによる再循環 (参考, A系統) (新) 格納容器スプレイポンプによる再循環 (参考, A系)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
131	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.15-7 1.0.15-16	同上	
132	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.15-10	図6『汚染処理装置による閉ループ循環除染概要図』について、水の流れないB-格納容器スプレイ冷却器行きのパイプの線の太さが太く記載していたため、線の太さを変更した。	
133	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.15-14	同上	
134	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.15-13	図8「仮設格納容器スプレイ再循環系のイメージ」において燃料取替用水ピット出口弁の弁表示を開から閉とし適正化を図った。	
135	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.15-18	同上	
136	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.16 全般	以下の用語について、記載を適正化した。 (旧) 泊1,2号炉 (新) 泊1号及び2号炉	
137	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.16 全般	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
138	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.16-3	3号炉の使用済燃料ピットへの対応操作を実施する要員に災害対策要員（支援）を追加し、記載を適正化した。 （旧） 重大事故等時に必要な1号及び2号炉の対応操作、並びに3号炉の使用済燃料ピットの対応操作については、各号炉の中央制御室に常駐している運転員、消火要員、災害対策要員、事象発生12時間以降の発電所外からの参集要員にて対応可能である。 （新） 重大事故等時に必要な1号及び2号炉の対応操作、並びに3号炉の使用済燃料ピットの対応操作については、各号炉の中央制御室に常駐している運転員、消火要員、災害対策要員、 <u>災害対策要員（支援）</u> 、事象発生12時間以降の発電所外からの参集要員にて対応可能である。	
139	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.16-5~6	同上	
140	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.16-6	上記変更に伴い、以下の相違理由を追記した。 【女川】体制の相違 ・泊の災害対策要員（支援）は、3号炉の使用済燃料ピットへの対応操作を実施する。	
141	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.16-11	『表4 作業員の対応手順と所要時間（屋外作業）』における災害対策本部要員の人数を適正化した。 （旧） <u>3</u> 人 （新） <u>4</u> 人	
142	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.16-22	同上	
143	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.16-20	『表2 燃料被覆管温度の評価』について以下の記載を適正化した （旧）ラックの内側から外側への伝熱による放熱量 $Q_{\text{内}}'$ (kW) （新）ラックの内側から外側への伝熱による放熱量 $Q_{\text{外}}'$ (kW)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
144	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.16-32	同上	
145	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.16-47	図名称変更に伴い、以下の記載を適正化した。 (旧) 泊1、2号炉の使用済燃料ピットへの補給又はスプレイに係る概略系統及びホース敷設ルート図を図1～3に示す。 (新) 泊1号及び2号炉の使用済燃料ピットへの補給又はスプレイに係る系統概要及びホース敷設ルート図を図1～3に示す。	
146	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.16-63	同上	
147	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.16-47	以下の記載を適正化した。 (旧) ～～～事象発生の上数時間後までには～～～ (新) ～～～事象発生の上10数時間後までには～～～	
148	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.16-63	同上	
149	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.16-48	図名称を適正化した。 (旧) 図1 海水を用いた送水ポンプ車による泊1、2号炉SFPへの補給 概略系統 図2 海水を用いた送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる泊1、2号炉SFPへのスプレイ 概略系統 (新) 図1 海水を用いた送水ポンプ車による泊1号及び2号炉SFPへの補給 系統概要 図2 海水を用いた送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる泊1号及び2号炉SFPへのスプレイ 系統概要	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
150	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.16-64	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項（可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	目次, 別紙(37)	別紙(37)について追而を解消し、適切な資料名称に修正しました。(下線部参照) (旧) (37) 地滑りによる影響評価について (新) (37) 地滑り, 土石流又は急傾斜地の崩壊による影響評価について	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.2-4, 別紙(37)	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.2-51	第5-3表について、固体廃棄物貯蔵庫の評価結果を「基準地震動に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。また、外装材の脱落による影響はない」に変更しました。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.2-85	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.2-51	第5-3表について、展望台撤去及び固体廃棄物運搬車庫撤去に伴い、対象設備から削除しました。	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.2-85	同上	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.2-52	第5-1図について、以下のとおり記載を適正化しました。 ・固体廃棄物運搬車庫を削除	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.2-86	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-58~60	追前としていた相対密度の調査位置、調査結果及び沈下率について、第5条「耐津波設計方針」の審査状況を反映しました。	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-99~101	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-78, 79	第6-2表について以下を修正しました。 ・No.9アーケードは損壊してもアクセスルートに影響のないように設置するため対象設備から削除。 ・展望台撤去に伴い、対象設備から削除。 ・3号炉海水淡水化設備建屋は、波及的影響評価対象のため、(1/2)へ移動しました。	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-124, 125	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-80	第6-4図について、以下の構造物を損壊検討構造物から削除しました。 ・「No.9アーケード」 ・「3号炉海水淡水化設備建屋」	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-125	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-83, 84	第6-3表及び第6-4表から「可搬型設備【T.P.10m盤集水桝】」の記載を削除しました。	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-130	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-85	第6-7図について、薬品関係設備に以下の設備を追加しました。 ・ 総合管理事務所排水処理装置上屋	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-130	同上	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-86	第6-5表について、燃料タンク (SA) を追加しました。	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-132	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-87	第6-5表について、3号炉油計量タンクの影響評価を適正化しました。	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-133	同上	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-91～103	第6-6表について、3号炉海水淡水化設備建屋を波及的影響評価を実施する方針に変更したため、薬品関係の影響評価については、耐震Sクラス、波及的影響評価及び耐震評価を実施する建屋内にある対象設備は影響評価を不要と整理していることから対象設備から削除しました。 これに伴い、第6-6表の枚数を修正しています。	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-141～153	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-106～108	追而としていた敷地浸水深の評価結果について、第9条「溢水による損傷の防止等」の審査状況を反映しました。	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-156～159	同上	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-123～125	追而としていた沈下量算出結果及び防潮堤の構造について、第5条「耐津波設計方針」及び第5条「防潮堤の構造成立性」の審査状況を踏まえ、算出結果を反映しました。 また、アクセスルート線形変更に伴い、段差評価箇所及び箇所番号の見直しを反映しました。	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-181～183	同上	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-127,130	追而としていた沈下率について、第5条「耐津波設計方針」の審査状況を反映しました。	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-191,197	同上	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-128	第6-24図について、以下の記載を修正しました。 ・アクセスルート線形の変更 ・線形変更に伴う抽出結果の見直し	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-195	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-128	追而としていた第6-25図について、第5条「耐津波設計方針」の審査状況を踏まえ、評価結果を反映しました。	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-195	同上	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-133	追而としていた最大傾斜量の評価結果について、第5条「耐津波設計方針」の審査状況を踏まえ、評価結果を反映しました。	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-200	同上	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-141	追而としていた防潮堤の構造について、第5条「防潮堤の構造成立性」の審査状況を反映しました。 また、アクセスルート線形変更に伴い、浮き上がり評価箇所及び箇所番号の見直しを反映しました。	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-209	同上	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-144, 145	第6-18表について、鋼管及びコンクリートで巻き立てられ補強された構造物（浮き上がり対策としてコンクリートで巻き立てられた構造物を含む）の断面図を追加しました。	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-210, 211	同上 以下のとおり、記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）第6-18(1)表 （新）第6-18表	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.2-145, 146	以下の記載を修正しました。 ・条件②の見直し（浮き上がり対策としてコンクリートで巻き立てられた構造物を含む） ・条件④の追加 ・アクセスルート線形変更に伴い、損壊評価箇所及び箇所番号の見直し ・評価結果の見直し	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.2-212, 213	同上	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.2-149	第6-44図について、以下の記載を修正しました。 ・アクセスルート線形の変更 ・線形変更に伴う評価箇所及び箇所番号の見直し また、以下のとおり記載を適正化しました。（下線部参照） (旧) 段差発生想定箇所 事前対策箇所 (新) 損壊評価箇所 損壊想定箇所	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.2-216	同上	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.2-別紙12-1～5	追而としていた別紙12「アクセスルートトンネルの耐震評価方針について」を作成しました。	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.2-別紙12-1～5	同上	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.2-別紙15-10, 11	追而としていた段差及び傾斜の評価について、第5条「耐津波設計方針」の審査状況を踏まえ、評価結果を反映しました。	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.2-別紙15-10～12	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙16-2,3	敷設するH形鋼の仕様に関する評価について、評価値が最大となる評価車両及び検討結果を反映しました。(評価車両及び検討結果に関する追而箇所を解除しました。)	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙16-4,5	同上	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	全般	屋外の図面について、以下を修正しました。 ・3号炉取水ピットスクリーン室防水壁の形状 ・総合管理事務所前に機械室上屋-1, 2, 3を追加	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	全般	同上	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	目次 別紙(10)	以下の記載を適正化しました。 (旧) (建屋関係の評価について、基準地震動の審査を踏まえ反映するため) (新) (建屋関係の評価について、基準地震動を用いた評価を実施中のため)	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-2	同上	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-1	以下の脱字を修正しました。(下線部参照) (旧) 六 想定される重大事故等が発生した場合において (新) 六 想定される重大事故等が発生した場合において、	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-9	「女川原子力発電所2号炉」及び「泊発電所3号炉」欄 同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 0)	1. 0. 2-1	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 実用発電用原子炉及び附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (新) 実用発電用原子炉及び <u>その</u> 附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1. 0. 2-9	同上	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 0)	1. 0. 2-2	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 実用発電用原子炉及び附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」) (新) 実用発電用原子炉及び <u>その</u> 附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」)	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1. 0. 2-10	同上	
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1. 0. 2-8	「島根原子力発電所2号炉」欄 誤記を訂正しました。(下線部参照) (旧) 実効性にある運用管理を行う方針であること。 (新) 実効性のある運用管理を行う方針であること。	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 0)	1. 0. 2-6	第3-1図について、以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 緊急時対策所 (新) 緊急時対策所指揮所	
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1. 0. 2-9	「島根原子力発電所2号炉」欄 以下の脱字を修正しました。(下線部参照) (旧) 適合状況 (新) 適合状況概要	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1. 0. 2-10	「島根原子力発電所2号炉」欄 以下の脱字を修正しました。(下線部参照) (旧) 適合状況 (新) 適合状況概要	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-14	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) <u>ルート距離(淡水貯水槽～原子炉建屋東側注水接続口)</u>] (新) <u>ルート距離(淡水貯水槽～原子炉建屋東側注水接続口)</u>]	
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-13	以下の誤記を適正化しました。 (旧) 原子炉建屋及び原子炉補助建屋外から水・電力を供給する(以下略) (新) 原子炉建屋又は原子炉補助建屋外から水・電力を供給する(以下略)	
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-25	同上	
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-14	SA設備(余熱除去ポンプ入口弁操作可搬型空気ポンペ)を追加したため、以下の記載を修正しました。また、第3-2表に当該設備を追加しました。 (旧) 負荷に直接接続する、加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスポンペ、加圧器逃がし弁操作用バッテリー、原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンペ、格納容器空気サンプルライン隔離弁操作可搬型窒素ガスポンペ、アニュラス全量排気弁等操作可搬型窒素ガスポンペ及び可搬型直流変換器については、・・・ (新) 負荷に直接接続する、加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスポンペ、加圧器逃がし弁操作用バッテリー、原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンペ、格納容器空気サンプルライン隔離弁操作可搬型窒素ガスポンペ、アニュラス全量排気弁等操作可搬型窒素ガスポンペ、 <u>余熱除去ポンプ入口弁操作可搬型空気ポンペ及び可搬型直流変換器については、・・・</u>	
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-25, 26	同上	
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-15	第3-3表に余熱除去ポンプ入口弁操作可搬型空気ポンペを追加しました。	
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-27	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-18	「n+α」の可搬型設備に余熱除去ポンプ入口弁操作可搬型空気ポンペを追加しました。	
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-30	同上	
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-19	(3) 「n」の可搬型設備の備考欄の記載を適正化しました。 ・可搬型スプレインズル (旧) 2台 (新) 2個 ・可搬型モニタリングポスト (旧) 1個 (新) 1台 ・小型船舶 (旧) 1台 (新) 1艇 ・可搬型気象観測設備 (旧) 1個 (新) 1台	
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-31	同上	
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-35	第3-4図について、以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 緊急時対策所 (新) 緊急時対策所指揮所	
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-50	同上	
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-49	以下の記載に関して適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 耐震Sクラス (新) 耐震Sクラス <u>(Ss機能維持含)</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-84	同上	
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-51, 52	5-3表及び第5-1図について、T.P.10m盤集水榭が保管場所ではなくなったことから、対象設備から防潮堤を削除しました。	
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-86, 87	同上	
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-97	「島根原子力発電所2号炉」欄 以下の記載を追加しました。 「第1保管エリアは、敷地造成による切土地盤（岩盤）からなるが、一部に埋戻部が存在することから、不等沈下及び傾斜に対する評価を実施する。」	
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-63, 64	第5-12、第5-13図及び第5-14図について、アクセスルート（要員）の線形を適正化しました。	
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-105, 106	同上	
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-68	以下の記載を適正化しました。 (旧) (基準地震動策定後、評価を実施するため) (新) (基準地震動を用いた評価を実施中のため)	
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-110	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-74	第6-3図について、以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 緊急時対策所 (新) 緊急時対策所指揮所	
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-119	同上	
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-103	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) (以下MMRという) (新) (以下「MMR」という)	
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-103	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 保管エリア下部には2号排気筒連絡ダクトがある (新) 保管エリア下部には2号炉排気筒連絡ダクトがあるが	
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-76	以下の記載に関して適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 耐震Sクラス又は基準地震動により倒壊に至らないことを確認し、 (新) 耐震Sクラス <u>(Ss機能維持含む)</u> 又は基準地震動により倒壊に至らないことを確認し、	
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-121	同上	
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-76	以下の記載に関して適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 周辺構造物の損壊に対する影響評価について、(中略)。 (新) 周辺構造物 ^{*1} の損壊に対する影響評価について、(中略)。 周辺構造物のうち原子炉建屋棧橋及び原子炉補助建屋棧橋については、基準地震動により落橋しない設計 ^{*3} とすることで、アクセスルート(要員)として、要員の通行が可能であること及び人力作業により可搬型ホース又はケーブルの敷設が可能であることを確認する。 ※1：原子炉建屋棧橋及び原子炉補助建屋棧橋を除く ※3：構造部材の発生応力度及び支承のせん断ひずみがそれぞれ許容値を超えないこと	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-121	同上	
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-76	以下の記載に関して適正化を図りました。(下線部参照) (旧) ※: 必要な道路幅4.0mは可搬型重大事故等対処設備のうち～ (新) ※2: 必要な道路幅4.0mは可搬型重大事故等対処設備のうち	
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-121	同上	
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-77	以下の記載に関して適正化を図りました。(下線部参照) (旧) また、外装材の影響に対する評価結果を別紙(10)に示す。 (新) また、 <u>周辺構造物の倒壊・落橋及び外装材の影響</u> に対する評価結果を別紙(10)に示す。	
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-122	同上	
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-78	「第6-2表 周辺構造物の被害想定、対応内容」について、 <u>栈橋の被害想定、影響表結果の記載内容</u> を見直しました。	
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-124	同上	
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-85	第6-7図について、以下の記載に関して適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 1号炉常設代替交流電源設備, 2号炉常設代替交流電源設備, 3号炉常設代替交流電源設備 (新) 1号炉移動発電機車, 2号炉移動発電機車, 3号炉代替非常用発電機	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-131	同上	
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-85	第6-7図について、薬品関係設備に以下の設備を追加しました。 ・機械室上屋-1	
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-131	同上	
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-86	第6-5表について、対処設備の名称を適正化しました。 (旧) 1号炉代替非常用発電機 2号炉代替非常用発電機 (新) 1号炉移動発電機車 2号炉移動発電機車	
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-132	同上	
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-88	以下の対処設備を適正化しました。下線部参照 (旧) 1、2号炉予備変圧器 (新) 1号及び2号炉予備変圧器	
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-132	同上	
110	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-91, 94	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) ・漏えいした場合、発生したガスは大気へ拡散すること、 <u>及び塩酸の臭い(刺激臭)</u> のしきい値が・・・ (新) ・漏えいした場合、発生したガスは大気へ拡散すること及び塩酸の臭い(刺激臭)のしきい値が・・・	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-141, 144	同上	
112	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-98	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)・これらの設備には希釈したヒドラジンを保管しているが、漏えいした場合、発生したガスは大気へ拡散すること、及びヒドラジンの臭い(アンモニア類似臭)のしきい値が… (新)・これらの設備には希釈したヒドラジンを保管しているが、漏えいした場合、発生したガスは大気へ拡散すること及びヒドラジンの臭い(アンモニア類似臭)のしきい値が…	
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-148	同上	
114	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-98	第6-6表について、以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)※： <u>いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。</u> (新)※： <u>100%ヒドラジンは可燃性(引火性)であるが、薬品水溶液であり消防法に定める危険物には該当しないため危険度は低い。</u>	
115	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-148	同上	
116	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-99, 100	第6-6表について、改めて薬品タンクを確認したところ、総合管理事務所排水処理装置上屋内に薬品タンクを確認したため、追加しました。	
117	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-149, 150	同上	
118	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-101～103	新設する機械室上屋-1に薬品を設置することに伴い、影響評価を実施しました。これに伴い、表の枚数を10枚→13枚に変更しています。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
119	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-150～152	同上	
120	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-105	第6-10図について、以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) ※1：すべての溢水源による敷地浸水深評価を補足資料(3)「溢水評価について」実施。 (新) ※1：すべての溢水源による敷地浸水深評価を実施。	
121	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-155	同上	
122	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-106	第6-11図について、P.Nと縮尺を追加しました。 また、以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 溢水評価対象施設 (新) 溢水評価タンク	
123	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-156	同上	
124	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-116, 117	以下の記載を適正化しました。 (旧) (51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの斜面对策後の地形及び敷地下斜面の評価結果については、基準地震動確定後に反映するため) (新) (51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの斜面对策後の地形及び敷地下斜面の評価結果について、基準地震動を用いた評価を実施中のため)	
125	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-171	同上	
126	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-121, 124, 143, 149	第6-19図、第6-20図、第6-42図及び第6-44図について、地下構造物等を図示しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
127	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-176, 182, 211, 216	同上	
128	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-176	以下の誤記を訂正しました。(下線部参照) (旧) 6-19図 地下構造物等と埋戻部との境界部の段差評価箇所 (新) 第6-19図 地下構造物等と埋戻部との境界部の段差評価箇所	
129	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-124	第6-20図について、以下のとおり記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 段差発生想定箇所 (新) 15cmを超える段差発生想定箇所	
130	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-182	同上	
131	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-141	第6-15表について、以下のとおり、記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 構造物下端面 (新) 構造物下端	
132	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-209	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
133	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 0)	1.0. 2-123, 141	第6-13表及び第6-15表について、以下のとおり記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 通し番号 名称 構造物下端 構造物高 相対沈下量 12 2号炉循環水管 3.80 3.00 0.06 13 2号炉循環水管 3.80 3.00 0.06 15 2号炉循環水管 3.80 3.00 0.06 16 2号炉循環水管 3.80 3.00 0.06 24 管理道路排水接続管 29.02 0.70 0.02 37 連絡配管ダクトA 2.05 4.85 0.09 38 連絡配管ダクトB 3.60 3.55 0.07 44 管理道路排水 28.70 1.00 0.02 (新) 通し番号 名称 構造物下端 構造物高 相対沈下量 12 2号炉循環水管 3.78 3.04 0.06 13 2号炉循環水管 3.78 3.04 0.06 15 2号炉循環水管 3.78 3.04 0.06 16 2号炉循環水管 3.78 3.04 0.06 24 管理道路排水接続管 28.87 1.00 0.02 37 連絡配管ダクトA 2.15 4.75 0.09 38 連絡配管ダクトB 3.70 3.45 0.06 44 管理道路排水 28.88 1.58 0.03	
134	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1.0. 2-181, 209	同上	
135	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 0)	1.0. 2-129	以下のとおり、記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 評価断面は、盛土構造による道路部の地盤状況及び構造的特徴を踏まえ、 <u>縦断方向の岩盤面と盛土高の変化に着目したA-A'断面及びB-B'断面に加え、横断方向として盛土道路の下部に一定の層厚の埋戻土が存在するエリアのうち、盛土高さが最も高くなるC-C'断面とする。</u> (新) 評価断面は、盛土構造による道路部の地盤状況及び構造的特徴を踏まえて、 <u>縦断方向及び横断方向について評価する。縦断方向については、岩盤面と盛土高の変化に着目したA-A'断面及びB-B'断面とする。横断方向については、上載荷重が大きいほど盛土下部の埋戻土の側方流動への影響が大きくなるものと考えられることから、盛土道路の下部に埋戻土が存在するエリアのうち、盛土高さが最も高くなるC-C'断面とする。</u>	
136	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1.0. 2-196	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
137	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 0)	1.0. 2-142	第6-16表について、以下のとおり記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 通し番号 名称 揚圧力 浮き上がり 浮き上がり 抵抗力 評価照査値 12 2号炉循環水管 364.8 200.0 1.82 13 2号炉循環水管 364.8 200.0 1.82 15 2号炉循環水管 364.8 200.0 1.82 16 2号炉循環水管 364.8 200.0 1.82 24 管理道路排水接続管 38.8 41.6 0.93 37 連絡配管ダクトA 354.7 555.9 0.64 38 連絡配管ダクトB 185.1 306.2 0.60 43 3n道路排水 7.6 6.0 1.27 44 管理道路排水 62.0 70.3 0.88 (新) 通し番号 名称 揚圧力 浮き上がり 浮き上がり 抵抗力 評価照査値 12 2号炉循環水管 370.8 201.4 1.84 13 2号炉循環水管 370.8 201.4 1.84 15 2号炉循環水管 370.8 201.4 1.84 16 2号炉循環水管 370.8 201.4 1.84 24 管理道路排水接続管 20.9 38.7 0.54 37 連絡配管ダクトA 365.7 574.2 0.64 38 連絡配管ダクトB 194.6 322.4 0.60 43 3n道路排水 7.8 6.2 1.26 44 管理道路排水 28.2 46.7 0.60	
138	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1.0. 2-210	同上	
139	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 0)	1.0. 2-147, 148	第6-18表について、鋼管及びコンクリートで巻き立てられ補強された構造物(浮き上がり対策としてコンクリートで巻き立てられた構造物を含む)の断面図を追加しました。	
140	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1.0. 2-214, 215	同上 以下のとおり、記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 第6-18(1)表 (新) 第6-18表	
141	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 0)	1.0. 2-156	以下の記載に関して適正化を図りました。(下線部参照) (旧) また、アクセスルートが通行不可となる常設物及び仮置物については影響がない箇所へ移動することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。 (新) また、アクセスルートが通行不可となる常設物及び仮置物については影響がない箇所へ移設することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
142	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-231	同上	
143	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-159	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 (フロントライン系故障時)	
144	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-235	同上	
145	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-159	他条文と整合を図り、以下の対応手順を追加しました。 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 (サポート系故障時)	
146	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-235	同上	
147	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-159	他条文と整合を図り、対応手順「代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水(サポート系故障時)」の該当条文欄、屋内現場操作欄、資機材の転倒影響の有無欄、火災影響の有無欄、溢水影響の有無欄に以下の記載を追加しました。 該当条文欄：1.4 屋内現場操作欄： 系統構成、水張り、代替格納容器スプレイポンプ起動 【中央制御室→(⑥階段A④)→(④階段I①)→(①階段F④)→[④-5]→(④階段F①)→(①階段I④)→(④階段A⑧)→(⑧階段M⑦)→[⑦-6]→(⑦階段M⑧)→[⑧-9]→[⑧-12]】 系統構成 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-9]】 資機材の転倒影響の有無欄：無 火災影響の有無欄：無 溢水影響の有無欄：有	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
148	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-235	同上	
149	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-159	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水(原子炉格納容器注水から原子炉容器への注水切替え) (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水(代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉格納容器から原子炉容器へ切り替える場合)	
150	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-235	同上	
151	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-161	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ (フロントライン系故障時)	
152	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-237	同上	
153	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-161	他条文と整合を図り、以下の対応手順を追加しました。 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ (サポート系故障時)	
154	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-237	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
155	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 0)	1.0.2-161	他条文と整合を図り、対応手順「代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ（サポート系故障時）」の該当条文欄、屋内現場操作欄、資機材の転倒影響の有無欄、火災影響の有無欄、溢水影響の有無欄に以下の記載を追記しました。 該当条文欄：1.6 屋内現場操作欄： 系統構成、水張り、代替格納容器スプレイポンプ起動 【中央制御室→(⑥)階段A(④)→(④)階段I(①)→(①)階段F(④)→[④-5]→(④)階段F(①)→(①)階段I(④)→(④)階段A(⑧)→(⑧)階段M(⑦)→[⑦-6]→(⑦)階段M(⑧)→[⑧-9]→[⑧-12]】 系統構成 【中央制御室→(⑥)階段A(⑧)→[⑧-10]】 資機材の転倒影響の有無欄：無 火災影響の有無欄：無 溢水影響の有無欄：有	
156	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1.0.2-237	同上	
157	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 0)	1.0.2-161	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。（下線部参照） (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ（ <u>原子炉容器注水から原子炉格納容器内スプレイへの切替え</u> ） (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ （ <u>代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替える場合</u> ）	
158	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1.0.2-237	同上	
159	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 0)	1.0.2-163	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。（下線部参照） (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 （ <u>交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合</u> ）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
160	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-239	同上	
161	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-163	他条文と整合を図り、以下の対応手順を追加しました。 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水（全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時）	
162	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-239	同上	
163	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-163	他条文と整合を図り、対応手順「代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水（全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時）」の該当条文案、屋内現場操作欄、資機材の転倒影響の有無欄、火災影響の有無欄、溢水影響の有無欄に以下の記載を追加しました。 該当条文案：1.8 屋内現場操作欄： 系統構成、水張り、代替格納容器スプレイポンプ起動 【中央制御室→(6)階段A(4)→(4)階段I(1)→(1)階段F(4)→[4-6]→(4)階段F(1)→(1)階段I(4)→(4)階段A(8)→[8-12]】 系統構成 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-10]】 資機材の転倒影響の有無欄：無 火災影響の有無欄：無 溢水影響の有無欄：有	
164	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-239	同上	
165	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-163	他条文と整合を図り、以下の対応手順を追加しました。 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 (代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替える場合)	
166	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-239	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
167	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 0)	1.0.2-163	他条文と整合を図り、対応手順「代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水（代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替える場合）」の該当条文欄、屋内現場操作欄、資機材の転倒影響の有無欄、火災影響の有無欄、溢水影響の有無欄に以下の記載を追記しました。 該当条文欄：1.8 屋内現場操作欄： 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-11]】 資機材の転倒影響の有無欄：無 火災影響の有無欄：無 溢水影響の有無欄：有	
168	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1.0.2-239	同上	
169	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1.0.2-245	以下のとおり、相違理由の誤記を修正しました。（下線部参照） (旧) ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。 (新) ・有効性評価の事故シーケンスの相違及びその屋内作業内容の相違。	
170	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1.0.2-246	以下のとおり、相違理由の誤記を修正しました。（下線部参照） (旧) ・有効性評価の事故シーケンスの相違及びその屋内作業内容の相違。 (新) ・有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルート相違。	
171	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1.0.2-267	以下のとおり、相違理由の誤記を修正しました。（下線部参照） (旧) ・有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。 (新) ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。	
172	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 0)	1.0.2-191, 196, 205, 211, 217, 223, 229, 238	以下の記載に関して誤記を訂正致しました。（下線部参照） (旧) 11分 (新) 8分	
173	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1.0.2-267, 272, 281, 287, 293, 299, 305, 314	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
174	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.2-191, 196, 205, 211, 217, 223, 229, 238	以下の記載に関して誤記を訂正致しました。(下線部参照) (旧) <u>13</u> 分 (14分) (新) <u>10</u> 分 (11分)	
175	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.2-267, 272, 281, 287, 293, 299, 305, 314	同上	
176	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.2-191, 196, 205, 211, 217, 223, 229, 238	以下の記載に関して誤記を訂正致しました。(下線部参照) (旧) <u>8</u> 分 (9分) (新) <u>9</u> 分 (11分)	
177	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.2-267, 272, 281, 287, 293, 299, 305, 314	同上	
178	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.2-191, 196, 205, 211, 217, 223, 229, 238	以下の記載に関して誤記を訂正致しました。(下線部参照) (旧) <u>13</u> 分 (新) <u>8</u> 分	
179	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.2-267, 272, 281, 287, 293, 299, 305, 314	同上	
180	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.2-191, 196, 205, 211, 217, 223, 229, 238	以下の記載に関して誤記を訂正致しました。(下線部参照) (旧) <u>21</u> 分 (22分) (新) <u>17</u> 分 (19分)	
181	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.2-267, 272, 281, 287, 293, 299, 305, 314	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
182	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-324	以下の記載を適正化致しました。(下線部参照) (旧) 発電所対策本部(全体体制)については (新) 発電所対策本部(全体体制)については	
183	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙1-1	第1図について、P.Nと縮尺を追加しました。 また、以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) サブルート (新) サブルート(車両・要員)	
184	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙1-2	同上	
185	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙1-4	以下の記載に関して適正化を図りました。(下線部参照) (旧)・周辺構造物 ^{※1} については、損壊・倒壊により可搬型設備の運搬等に必要な幅員確保が困難と想定されることから、耐震評価を実施し、基準地震動に対して損壊・倒壊しない設計とする。(第4図参照) ※1: 耐震評価対象の周辺構造物 (新)・周辺構造物 ^{※1} については、倒壊及び外装材の脱落により可搬型設備の運搬等に必要な幅員確保が困難と想定されることから、耐震評価を実施し、基準地震動に対して倒壊及び外装材が脱落しない設計とする。なお、周辺構造物のうち原子炉建屋栈橋及び原子炉補助建屋栈橋については、落橋により要員の通行及び人力作業による可搬型ホース又はケーブルの敷設が不能となることから、基準地震動に対して落橋しない設計とする。耐震評価対象の周辺構造物 ^{※2} の配置を第4図に示す。 ※1: 原子炉建屋栈橋及び原子炉補助建屋栈橋を除く ※2: 耐震評価対象の周辺構造物	
186	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙1-4	同上	
187	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙1-4	以下について記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) (第5図参照) (新) (第5図及び第6図参照)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
188	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙1-4	同上	
189	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙1-4	以下について記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) アクセスルート上の地下構造物は、H形鋼の敷設により損壊時における仮復旧作業を不要とした。 (新) アクセスルート上の地下構造物は、H形鋼の敷設により損壊時における仮復旧作業を不要とした。(第7図参照)	
190	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙1-4	同上	
191	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙1-5	第5図について、以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 段差発生想定箇所 (新) <u>15cm</u> を超える段差発生想定箇所	
192	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙1-6	同上	
193	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙3-1	以下の記載を適正化しました。下線部参照 (旧) 可搬型設備のうち原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものの接続口については、 (新) 可搬型設備のうち原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給するものの接続口については、	
194	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙3-1	同上	
195	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙3-2	以下の記載を適正化しました。下線部参照 (旧) 第1表 可搬型設備のうち原子炉建屋の外から水又は電力を供給する接続口一覧 (新) 第1表 可搬型設備のうち原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する接続口一覧	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
196	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙3-2	同上	
197	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙3-3,8	第2表について、技術的能力1.11の反映として、以下の接続口を追加しました。 ・使用済燃料ピット冷却用注水配管接続口 また、第3図に図面を追加しました。	
198	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙3-2,7	同上	
199	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙3-5	第2図について、以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 緊急時対策所 (新) 緊急時対策所指揮所	
200	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙3-4	同上	
201	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙5-3	「島根原子力発電所2号炉」欄 以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) =16m÷109 秒=0.15m/秒=0.54km/h≒0.5km/h (新) =16m÷109 秒=0.15m/秒=0.54km/h ≒ 0.5km/h	
202	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙5-9	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) =16m÷109秒=0.15m/秒=0.54km/h≒0.5km/h (新) =16m÷109秒=0.15m/秒=0.54km/h ≒ 0.5km/h	
203	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙8-6	以下の記載を適正化しました。 (旧) L：離隔距離(m) (新) L：離隔距離[m]	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
204	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙8-8	同上	
205	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙9-1	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) ●調査対象範囲内の屋外設備の竣工資料(設備図面, 設備仕様)を <u>もと</u> に, (新) ●調査対象範囲内の屋外設備の竣工資料(設備図面, 設備仕様)を <u>基</u> に,	
206	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙9-11	同上	
207	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙9-2	以下について記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 又は基準地震動で倒壊しないことを確認するもの (新) 又は基準地震動で倒壊・ <u>落橋</u> しないことを確認するもの	
208	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙9-12	同上	
209	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙9-2	以下について記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) アクセスルートに必要な幅員 (新) アクセスルートに必要な道路幅	
210	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙9-12	同上	
211	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙9-2	以下について記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) ある場合は必要な幅員 (新) ある場合は必要な道路幅	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
212	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.2-別紙9-12	同上	
213	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.2-別紙9-2	以下について記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) ※: <u>可搬型設備</u> のうち最大車幅の可搬型代替電源車約3m及び可搬型ホースの敷設幅0.9m (150Aホース計3本敷設した場合の占有幅0.45mに余裕を考慮)を考慮して設定 (新) ※: <u>必要な道路幅4.0m</u> は可搬型重大事故等対処設備のうち最大車幅の可搬型代替電源車約3m及び可搬型ホースの敷設幅0.9m (150Aホース計3本敷設した場合の占有幅0.45mに余裕を考慮)を考慮して設定	
214	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.2-別紙9-12	同上	
215	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.2-別紙9-6	第2表について、3号炉海水淡水化設備建屋の個別影響評価(薬品)の記載を適正化しました。 (旧) ○ (新) なし	s
216	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.2-別紙9-16	同上	
217	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.2-別紙9-7	第2表について、管理番号60の構造物名称及び高さを修正しました。(下線部参照) (旧) Eダクト排気塔 <u>3.50</u> (新) Eダクト排気口 <u>1.00</u>	
218	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.2-別紙9-17	同上	
219	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.2-別紙9-7	第2表について、総合管理事務所排水処理装置上屋の個別影響評価(薬品)の記載を適正化しました。 (旧) なし (新) ○	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
220	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙9-17	同上	
221	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙9-9	第2表について、機械室上屋-1の個別影響評価(薬品)の記載を適正化しました。 (旧) なし (新) ○	
222	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙9-17	同上	
223	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙9-9	第2表について、総合管理事務所の付随設備更新に伴い、以下の構造物を設置することとしたため、追加しました。 ・機械室上屋-1 ・機械室上屋-2 ・機械室上屋-3	
224	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙9-19	同上	
225	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙9-11,12	第2表及び第3表について、5条の審査状況を踏まえ、3号炉放水ピットを追加しました。	
226	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙9-20,24	同上	
227	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙9-11	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 第3-2図 (新) 第3-3図	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
228	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙9-20	同上	
229	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙9-12	以下の記載を適正化しました。 (旧) (外装材の評価については、基準地震動の審査結果を受けて反映する) (新) (外装材の評価について、基準地震動を用いた評価を実施中のため)	
230	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙9-24	同上	
231	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙9-13	第4表の耐震評価に関する記載を修正しました。 (旧) 基準地震動による地震力によって、倒壊しない設計とする。 基準地震動を用いた地震応答解析に基づき、せん断ひずみ、発生応力度等が許容限界を超えないことを確認する。 (新) 基準地震動による地震力に対して、倒壊・落橋しない設計とする。 基準地震動による地震力に基づき、せん断ひずみ、発生応力度等が許容限界を超えないことを確認する。	
232	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙9-26	同上	
233	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙9-14	第5表について、以下の評価基準を修正しました。(下線部参照) (旧) ・ 層間変形角、発生せん断力又は発生応力度が許容限界を超えないことを確認する。 ^{※1} ※1：原子力発電所屋外重要土木建造物の耐震性能照査指針・マニュアル(土木学会、2005)に準拠して評価する。 (新) ・ 発生応力度が許容限界を超えないことを確認する。 ^{※1} ・ 発生変形量が通行性に影響を及ぼさないための許容限界(段差15cm)を超えないことを確認する。 ^{※2} ※1：コンクリート標準示方書 構造性能照査編(2002年土木学会)に準拠して評価する。 ※2：依藤ら：地震時の段差被害に対する補修と交通開放の管理・運用方法について(平成19年度近畿地方整備局研究発表会)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
234	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙9-27	同上	
235	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙9-14	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 泊支線No.6鉄塔・上部構造及び基礎の発生応力が、許容応力以下であることを確認する。 ^{※2} 泊支線No.7鉄塔・上部構造物及び基礎の発生応力が、許容応力以下であることを確認する。 ^{※2} (新) 66kV泊支線No.6鉄塔・上部構造及び基礎の発生応力が、許容応力以下であることを確認する。 ^{※3} 66kV泊支線No.7鉄塔・上部構造物及び基礎の発生応力が、許容応力以下であることを確認する。 ^{※3}	
236	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙9-27	同上	
237	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙9-14	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) <u>※2</u> (新) <u>※3</u>	
238	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙9-27	同上	
239	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙14-24	以下の記載を適正化しました。 (旧) (入力地震動について、基準地震動策定後に反映するため) (新) (入力地震動については、基準地震動を用いた評価を実施中のため)	
240	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙14-36	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
241	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙14-24	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 第10図に地質断面図を示す。 (新) 第10図に敷地の地質断面図を示す。	
242	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙14-50	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 第18図 断面F地質断面図 (新) 第18図 断面Fの地質断面図	
243	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙14-100	「島根原子力発電所2号炉」欄 以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 抑止杭の許容せん断抵抗力は (新) 抑止杭の許容せん断抵抗力 R_k は	
244	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙14-108	「島根原子力発電所2号炉」欄 以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 抑止杭の単位奥行当たりの許容せん断抵抗力は (新) 抑止杭の単位奥行当たりの許容せん断抵抗力 R_k は	
245	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙14-153	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) (2) 地下斜面の抽出 (新) (2) 敷地下斜面の抽出	
246	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙15-5, 6, 8	地山に勾配を設けて掘削している箇所の岩盤勾配を記載しました。	
247	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙15-5, 6, 8	同上	
248	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙17-5	以下の記載を適正化しました。下線部参照 (旧) カブラ式 (新) クイックカブラ式	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
249	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙17-5	同上	
250	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙17-14	「島根原子力発電所2号炉」欄 燃焼半径の数式の画像を貼り付け数式を適正化しました。	
251	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙21-5	以下の誤記を訂正しました。(下線部参照) (旧) 積込み, ギアの入替え, 段取りなどに要する時間 (sec) (新) 積込み, ギアの入替え, 段取り等に要する時間 (sec)	
252	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙21-5	同上	
253	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙23-1	第1図について以下の記載を追加しました。 屋外のアクセスルート現場確認結果	
254	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙25-1	第1図について、以下の薬品関係設備を追加しました。 ・総合管理事務所排水処理装置上屋 ・機械室上屋-1	
255	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙25-1	同上	
256	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙25-1	第1図について、以下の記載を適正化しました (旧) 溢水対象評価施設 (新) 屋外タンクの主な溢水源	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
257	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙25-1	同上	
258	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙30-5	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) 他条文に合わせてフロントライン系故障時とサポート系故障時で分けて対象手順を記載することとした。 (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 (フロントライン系故障時)	
259	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙30-5	同上	
260	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙30-5	他条文と整合を図り、以下の対応手順を追加しました。他条文に合わせてフロントライン系故障時とサポート系故障時で分けて対象手順を記載することとした。 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 (サポート系故障時)	
261	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙30-5	同上	
262	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙30-5	他条文と整合を図り、対応手順「代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水(サポート系故障時)」の中央欄及び屋内のアクセスルート欄に以下の記載を追記しました。 中央欄：○ 屋内のアクセスルート欄： 系統構成、水張り、代替格納容器スプレイポンプ起動 【中央制御室→(6)階段A(4)→(4)階段I(1)→(1)階段F(4)→[4-5]→(4)階段F(1)→(1)階段I(4)→(4)階段A(8)→(8)階段M(7)→[7-6]→(7)階段M(8)→[8-9]→[8-12]】 系統構成 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-9]】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
263	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙30-5	同上	
264	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙30-5	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水(原子炉格納容器注水から原子炉容器への注水切替え) (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水(代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉格納容器から原子炉容器へ切り替える場合)	
265	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙30-5	同上	
266	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙30-8	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) 他条文に合わせてフロントライン系故障時とサポート系故障時で分けて対象手順を記載することとした。 (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ (<u>フロントライン系故障時</u>)	
267	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙30-8	同上	
268	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙30-8	他条文と整合を図り、以下の対応手順を追加しました。他条文に合わせてフロントライン系故障時とサポート系故障時で分けて対象手順を記載することとした。 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ (サポート系故障時)	
269	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙30-8	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
270	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.2-別紙30-8	他条文と整合を図り、対応手順「代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ（サポート系故障時）」の中央欄及び屋内のアクセスルート欄に以下の記載を追加しました。 中央欄：○ 屋内のアクセスルート欄： 系統構成、水張り、代替格納容器スプレイポンプ起動 【中央制御室→(6)階段A(4)→(4)階段I(1)→(1)階段F(4)→[4-5]→(4)階段F(1)→(1)階段I(4)→(4)階段A(8)→(8)階段M(7)→[7-6]→(7)階段M(8)→[8-9]→[8-12]】 系統構成 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-9]】	
271	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.2-別紙30-8	同上	
272	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.2-別紙30-8	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。（下線部参照） (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ（ <u>原子炉容器注水から原子炉格納容器内スプレイへの切替え</u> ） (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ （ <u>代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替える場合</u> ）	
273	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.2-別紙30-8	同上	
274	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.2-別紙30-10	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。（下線部参照） 他条文に合わせて「交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合」と「全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時」で分けて対象手順を記載することとした。 (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 （ <u>交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合</u> ）	
275	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.2-別紙30-10	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
276	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 0)	1.0.2-別紙30-10	他条文と整合を図り、以下の対応手順を追加しました。 他条文に合わせて「交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合」と「全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時」で分けて対象手順を記載することとした。 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水（全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時）	
277	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1.0.2-別紙30-10	同上	
278	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 0)	1.0.2-別紙30-10	他条文と整合を図り、対応手順「代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水（全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時）」の中央欄及び屋内のアクセスルート欄に以下の記載を追記しました。 中央欄：○ 屋内のアクセスルート欄： 系統構成、水張り、代替格納容器スプレイポンプ起動 【中央制御室→(⑥階段A④)→(④階段I①)→(①階段F④)→[④-6]→(④階段F①)→(①階段I④)→(④階段A⑧)→[⑧-12]】 系統構成 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-10]】	
279	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1.0.2-別紙30-10	同上	
280	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 0)	1.0.2-別紙30-10	他条文と整合を図り、以下の対応手順を追加しました。 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 （代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替える場合）	
281	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1.0.2-別紙30-10	同上	
282	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 0)	1.0.2-別紙30-10	他条文と整合を図り、対応手順「代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水（代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替える場合）」の中央欄及び屋内のアクセスルート欄に以下の記載を追記しました。 中央欄：○ 屋内のアクセスルート欄：【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-11]】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
283	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙30-10	同上	
284	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙30-12	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 海洋への拡散抑制設備(シルトフェンス)による海洋への放射性物質の拡散抑制 (新) 集水柵シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制	
285	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙30-12	同上	
286	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙30-15	相違理由の誤記を削除しました。 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。	
287	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙30-17	相違理由の記載を追加しました。 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。	
288	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙30-20	相違理由の記載を追加しました。 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。	
289	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙30-20	他条文と整合を図り、以下の記載を追記しました。 モニタリングポスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策	
290	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙30-20	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
291	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙30-20	他条文と整合を図り、以下の記載を追記しました。 可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	
292	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙30-20	同上	
293	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙30-20	他条文と整合を図り、以下の記載を追記しました。 放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	
294	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙30-20	同上	
295	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙30-20	他条文と整合を図り、以下の記載を追記しました。 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源を代替交流電源設備から給電する手順等	
296	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙30-20	同上	
297	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙30-20	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置手順 (新) 緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置手順	
298	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙30-20	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
299	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙30-20	他条文と整合を図り、以下の対応手順を追加しました。 可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備による放射線量の測定手順	
300	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙30-20	同上	
301	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙30-20	他条文と整合を図り、対応手順「可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備による放射線量の測定手順」の操作・作業場所欄に以下の記載を追記しました。 1.17 「監視測定等に関する手順等」参照	
302	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙30-20	同上	
303	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙30-21	他条文と整合を図り、以下の対応手順を追加しました。 代替電源設備から給電する手順等	
304	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙30-21	同上	
305	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙30-21	他条文と整合を図り、対応手順「代替電源設備から給電する手順等」の操作・作業場所欄に以下の記載を追記しました。 1.14 「電源の確保に関する手順等」参照 1.18 「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」参照	
306	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙30-21	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
307	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 0)	1. 0. 2-別紙30-42	以下の記載に関して誤記を訂正致しました。(下線部参照) (旧) ・ <u>B-メタクラ</u> ・ <u>A-メタクラ</u> ・A1-パワーコントロールセンタ ・A2-パワーコントロールセンタ ・A-直流コントロールセンタ ・B2-原子炉コントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ ・A1-原子炉コントロールセンタ ・B-直流コントロールセンタ ・B2-パワーコントロールセンタ ・B1-原子炉コントロールセンタ (新) ・A1-パワーコントロールセンタ ・A2-パワーコントロールセンタ ・A-直流コントロールセンタ ・B2-原子炉コントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ ・A1-原子炉コントロールセンタ ・B-直流コントロールセンタ ・B2-パワーコントロールセンタ ・B1-原子炉コントロールセンタ	
308	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1. 0. 2-別紙30-42	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
309	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 0)	1.0.2-別紙30-43	以下の記載に関して誤記を訂正致しました。(下線部参照) (旧) ・B-直流コントロールセンタ ・A-直流コントロールセンタ ・A1-パワーコントロールセンタ ・B2-パワーコントロールセンタ ・B-メタクラ ・A-メタクラ ・B1-原子炉コントロールセンタ ・B2-原子炉コントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ ・A1-原子炉コントロールセンタ ・A2-パワーコントロールセンタ (新) ・B-直流コントロールセンタ ・A-直流コントロールセンタ ・A1-パワーコントロールセンタ ・B2-パワーコントロールセンタ ・B1-原子炉コントロールセンタ ・B2-原子炉コントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ ・A1-原子炉コントロールセンタ ・A2-パワーコントロールセンタ	
310	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1.0.2-別紙30-43	同上	
311	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 0)	1.0.2-別紙30-44	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 余熱除去ポンプ入口弁駆動用空気ポンベ (新) 余熱除去ポンプ入口弁操作作用可搬型空気ポンベ	
312	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1.0.2-別紙30-44		
313	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 0)	1.0.2-別紙31 (全般)	相違の識別について、修正し赤字を青字に適正化しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
314	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙31-1	相違理由の記載を追加しました。 【女川】記載表現の相違	
315	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙32-3	以下について、記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)・転倒した場合、通行可能な通路幅が確保できないため、アクセスルートに影響を与えない箇所へ移動する (新)・転倒した場合、通行可能な通路幅が確保できないため、アクセスルートに影響を与えない箇所へ移設する	
316	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙32-3	同上	
317	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙32-6	以下のとおり、相違理由の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 【女川、島根】 (新) 【女川及び島根】	
318	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙32-7	相違理由欄に以下の記載を追加しました。 【柏崎】記載表現の相違	
319	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙34-1	相違理由欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 【女川】記載表現の相違 (新) 【島根】記載表現の相違	
320	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙34-25	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 負荷の切り離し等の対応を行う。 (新) 負荷の切離し等の対応を行う。	
321	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙37-1～32	比較表の列の名称欄に記載されてた島根2号炉の名称の誤記を訂正しました。(下線部参照) (旧) 島根発電所2号炉 (新) 島根原子力発電所2号炉	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
322	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-別紙37-2, 3, 4	第1図, 第2図, 第3図について, 以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 緊急時対策所 (新) 緊急時対策所指揮所	
323	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙37-2, 5, 6	同上	
324	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-別紙37-26	「島根原子力発電所2号炉」欄 以下の誤記を訂正しました。(下線部参照) (旧) なお, 吸管は「消防用吸管の技術上の規格を定める省令」に適合しており, 耐負圧力(-94kPaで10分保持でも変形しないこと)があり, 送水ポンプは82kPa程度で海水を吸い込むことから変形することなく, 流路が確保可能である。 (新) なお, 吸管は「消防用吸管の技術上の規格を定める省令」に適合しており, 耐負圧力(-94kPaで10分保持でも変形しないこと)があり, 送水ポンプは=82kPa程度で海水を吸い込むことから変形することなく, 流路が確保可能である。	
325	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-補足3-4	第2図について, P.Nと縮尺を追加しました。 また, 以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 溢水評価対象施設 (新) 溢水評価タンク	
326	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-補足3-5	同上	
327	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-補足3-7	「島根原子力発電所2号炉」欄 以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 溢水の影響が配的であるため (新) 溢水の影響が支配的であるため	
328	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-補足6-1, 2	以下の誤記を訂正しました。(下線部参照) (旧) 衛星携帯電話 (新) 衛星電話設備(携帯型)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
329	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-補足6-1	同上	
330	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-補足7-7,8,10	以下の1,2号炉用の設備名称について、適正化しました。 (旧) 可搬型大型送水ポンプ車 (新) 送水ポンプ車	
331	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-補足7-8,10,12	同上	
332	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-補足7-9	第4表について、有効性評価と同様に災害対策本部要員を以下のとおり、修正しました。 (旧) 3人 (新) 4人	
333	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-補足7-12	同上	
334	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-補足7-15	第4図について、以下の薬品関係設備を追加しました。 ・総合管理事務所排水処理装置上屋 ・機械室上屋-1	
335	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-補足7-17	同上	
336	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-補足7-15	第4図について、以下の記載を適正化しました (旧) 溢水対象評価施設 (新) 屋外タンクの主な溢水源	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
337	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-補足7-17	同上	
338	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-補足7-16	第5図について、以下の薬品関係設備を追加しました。 ・総合管理事務所排水処理装置上屋 ・機械室上屋-1	
339	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-補足7-17	同上	
340	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-補足8-2	第1図について、P.Nと縮尺を追加しました。 また、以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) サブルート (新) サブルート(車両・要員)	
341	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-補足8-1	同上	
342	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-補足9-1	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) バックホウ・ホイールローダによる作業 (新) バックホウ・ホイールローダによる作業	
343	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-補足11 1.0.2-補足18 1.0.2-補足21 1.0.2-補足23 1.0.2-補足24	相違理由欄の以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 差異理由 (新) 相違理由	
344	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-補足13-2	第2図について、以下の記載を適正化しました。 ・凡例に屋外タンクの主な溢水源を追記 ・機械室上屋-1, 2, 3の構造物損壊の影響範囲を追加	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
345	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-補足13-1	同上	
346	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-補足14 (全般)	補足14において、女川及び島根との比較としていたが資機材の転倒調査結果を記載している柏崎との比較をするため柏崎6,7号及び島根との比較に修正しました。	
347	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-補足14-1	相違理由欄に以下の記載を追記しました。 【女川】記載内容の相違 ・泊は、資機材の転倒調査結果を記載している。このため、本項については、資機材の転倒調査結果を記載している柏崎6,7号炉及び島根2号炉との比較を行った。	
348	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-補足14-1	相違理由欄の以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 【島根】記載表現の相違 (新) 【 <u>柏崎及び島根</u> 】記載表現の相違	
349	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-補足14-1	相違理由欄の以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 【島根】記載内容の相違 ・有効性評価の対応手段及びアクセスルートの相違。 (新) 【 <u>柏崎及び島根</u> 】記載内容の相違 ・有効性評価の対応手段及びアクセスルートの相違。	
350	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-補足14-1	相違理由欄の以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 【島根】調査結果の相違 (新) 【 <u>柏崎及び島根</u> 】調査結果の相違	
351	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-補足14-1	相違理由欄の以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 【島根】記載表現の相違 (新) 【 <u>柏崎及び島根</u> 】記載表現の相違	
352	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-補足14-2	相違理由欄の以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 【島根】記載内容の相違 ・有効性評価の対応手段及びアクセスルートの相違。 (新) 【 <u>柏崎及び島根</u> 】記載内容の相違 ・有効性評価の対応手段及びアクセスルートの相違。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
353	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.2-補足14-3	相違理由欄の以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 【島根】記載内容の相違 ・有効性評価の対応手段及びアクセスルートの相違。 (新) 【柏崎及び島根】記載内容の相違 ・有効性評価の対応手段及びアクセスルートの相違。	
354	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.2-補足14-6	第1表について、⑤の写真に赤囲みを追加しました。	
355	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.2-補足14-6	同上	
356	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.2-補足14-6	相違理由欄の以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 【島根】記載内容の相違 ・資機材の配置状況の相違。 (新) 【柏崎及び島根】記載内容の相違 ・資機材の配置状況の相違。	
357	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.2-補足14-7	相違理由欄の以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 【島根】記載内容の相違 ・資機材の配置状況の相違。 (新) 【柏崎及び島根】記載内容の相違 ・資機材の配置状況の相違。	
358	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.2-補足14-8	相違理由欄の以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 【島根】記載内容の相違 ・資機材の配置状況の相違。 (新) 【柏崎及び島根】記載内容の相違 ・資機材の配置状況の相違。	
359	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.2-補足14-9	相違理由欄に以下の記載を追加しました。 【柏崎】記載内容の相違 ・資機材の配置状況の相違。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
360	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-補足18-1,2	比較表の列の名称欄に記載されてた島根2号炉の名称の誤記を訂正しました。(下線部参照) (旧) 島根発電所2号炉 (新) 島根原子力発電所2号炉	
361	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-補足21-2	「島根原子力発電所2号炉」欄 以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 第1図 用途ごとのホース配備長さ及びホース展張車配備数(1/2) (新) 第1表 用途ごとのホース配備長さ及びホース展張車配備数(1/2)	
362	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-補足21-3	「島根原子力発電所2号炉」欄 以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 第1図 用途ごとのホース配備長さ及びホース展張車配備数(2/2) (新) 第1表 用途ごとのホース配備長さ及びホース展張車配備数(2/2)	
363	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-補足21-9	以下の誤記を訂正しました。(下線部参照) (旧) 東接側続口 (新) 東側接続口	
364	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-補足21-10	同上	
365	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-補足21-20	「島根原子力発電所2号炉」欄 以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 第9図 ホースコンテナ及び展張車の配備イメージ (新) 第9表 ホースコンテナ及び展張車の配備イメージ	
366	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.0)	1.0.2-補足23-7	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 燃料補給(可搬型タンクローリー⇒緊急時対策所用発電機(指揮所用)) (新) 燃料補給(可搬型タンクローリー⇒緊急時対策所用発電機(指揮所側))	
367	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.0)	1.0.2-補足23-7	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
368	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8.0)	1.0.2-補足23-7	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒緊急時対策所用発電機 (待機所用)) (新) 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒緊急時対策所用発電機 (待機所側))	
369	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7.0)	1.0.2-補足23-7	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101 r.8.0)	1.1-15	以下の記載を適正化 (旧) ・運転員 (中央制御室) 1名、 <u>運</u> 転員 (現場) 1名にて作業 (新) ・運転員 (中央制御室) 1名及 <u>び</u> 運転員 (現場) 1名にて作業	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101-9 r.7.0)	1.1-15	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101 r.8.0)	1.1-29	監視計器一覧 (第1.1.2表) の記載を適正化 以下の記載を技術的能力1.15と統一 (下線部参照) (旧) ・原子炉压力容器内への注水量 (新) ・原子炉压力容器への注水量	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101-9 r.7.0)	1.1-30	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101-9 r.7.0)	1.1-33	概要図 第1.1.2図 (2/2) の記載を適正化 ・原子炉トリップ遮断器の図示方法適正化 (チャンネル数→遮断器数) により, 操作対象機器へ「原子炉トリップ遮断器」を追加 ・上記修正に伴う操作手順番号の修正	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101-9 r.7.0)	1.1-37	同上	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101 r.8.0)	1.1-35, 37	第1.1.3図及び第1.1.4図修正 ・加圧器安全弁に横に記載していた「開」を削除した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101-9 r.7.0)	1.1-39, 41	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101 r.8.0)	1.1-39	タイムチャートの記載を適正化 ・第1.1.6図(タイムチャート)の「(2)原子炉出力制御(自動)」における「操作手順」番号の④を削除した。	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101-9 r.7.0)	1.1-43	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101 r.8.0)	1.1-40～42	概要図の記載を適正化 ・第1.1.7～9図(概要図)における「操作手順」番号を本文操作手順と整合するよう修正した。	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101-9 r.7.0)	1.1-44～46	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101 r.8.0)	1.1-62	マスキングの見直し 添付資料1.1.9のうち以下の数値のマスキングを削除 ・ほう酸タンク水位 ・蒸気発生器水位(狭域)	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101-9 r.7.0)	1.1-69	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101-9 r.7.0)	1.1-69, 70	記載の適正化 女川2号炉の添付資料番号を修正した。(下線部参照) (旧)【比較のため、女川原子力発電所2号炉まとめ資料の添付資料1.2.5を掲載】 (新)【比較のため、女川原子力発電所2号炉まとめ資料の添付資料1.1.5を掲載】	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.9.0)	1.2-56	記載表現の適正化（下線部参照） 【1.2.2.2(3) 重大事故等時の対応手段の選択】 (旧) 代替非常用発電機からの給電により非常用母線が復旧すれば・・・ (新) 常設代替交流電源設備からの給電により非常用母線が復旧すれば・・・ 他の審査項目と記載表現を統一した。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.8.0)	1.2-49	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.9.0)	1.2-57	記載表現の適正化（下線部参照） 【1.2.2.2(3) 重大事故等時の対応手段の選択】 (旧) なお、長期的に中央制御室からの遠隔操作が必要でかつ可搬型大型送水ポンプ車によるA-制御用空気圧縮機が運転可能となった場合は・・・ (新) なお、長期的に中央制御室からの遠隔操作が必要でかつ可搬型大型送水ポンプ車を用いた補機冷却水（海水）通水によりA-制御用空気圧縮機が運転可能となった場合は・・・ 他の審査項目と記載表現を統一した。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.8.0)	1.2-49	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.9.0)	1.2-62	記載表現の適正化及び脱字訂正（下線部参照） 【1.2.2.5 その他の手順項目について考慮する手順】 (旧) 代替非常用発電機の代替電源に関する手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1) a. 「代替非常用発電機又は可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電」にて整備する。 (新) 常設代替交流電源設備の代替電源に関する手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1) 「代替交流電源設備による給電」にて整備する。 他の審査項目と記載表現を統一した。	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.8.0)	1.2-60	同上	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.9.0)	1.2-114	添付資料1.2.3「自主対策設備仕様」の記載を適正化 「ろ過水タンク」の設置数を「2基」から「4基」へ修正（3号炉用の2基に加え、1、2号及び3号炉共用のろ過水タンク2基を含めた「4基」を記載した。）	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.8.0)	1.2-121	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.9.0)	1.2-115	添付資料1.2.4「安全注入の停止条件」の記載を適正化（下線部参照） (旧) その誤差に安全注入停止前後の変動及び再起動までの余裕等を10℃考慮し・・・ (新) その誤差に安全注入停止前後の変動、再起動までの余裕等を10℃考慮し・・・	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.8.0)	1.2-122	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.9.0)	1.2-115, 139, 140	マスキング箇所の見直し（下線部のマスキングを削除） 【添付1.2.4】 ・全蒸気発生器給水合計流量80m ³ /h以上 【添付1.2.14】 ・補助給水ピット水位が3%以上 ・無負荷水位（蒸気発生器水位（狭域33%））に調整	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.8.0)	1.2-123, 148	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.9.0)	1.3-48	脱字訂正（下線部参照） 【1.3.2.1(5) 重大事故等時の対応手段の選択】 (旧) 水源の切替えによる注水の中断が発生しない海水を優先して使用し・・・ (新) 可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水のための水源は、水源の切替えによる注水の中断が発生しない海水を優先して使用し・・・ 他の審査項目と記載表現を統一した。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.8.0)	1.3-41	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.9.0)	1.3-68	記載表現の適正化（下線部参照） 【1.3.2.2(5) 重大事故等時の対応手段の選択】 (旧) 代替非常用発電機からの給電により非常用母線が復旧すれば・・・ (新) 常設代替交流電源設備からの給電により非常用母線が復旧すれば・・・ 他の審査項目と記載表現を統一した。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.8.0)	1.3-69	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.9.0)	1.3-81	記載表現の適正化及び脱字訂正（下線部参照） 【1.3.2.7 その他の手順項目について考慮する手順】 (旧) 代替非常用発電機の代替電源に関する手順、又は常設直流電源喪失時の代替電源確保等に関する手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)a. 「代替非常用発電機又は可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電」、1.14.2.2(1)「代替直流電源設備による給電」にて整備する。 (新) 常設代替交流電源設備の代替電源に関する手順、又は常設直流電源喪失時の代替電源確保等に関する手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「代替交流電源設備による給電」、1.14.2.2(1)「代替直流電源設備による給電」にて整備する。 他の審査項目と記載表現を統一した。	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.8.0)	1.3-81	同上	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.9.0)	1.3-91, 93, 97, 98, 99, 100, 102	監視計器一覧（第1.3.2表）の記載を適正化 以下の監視計器の名称を技術的能力1.15と統一（下線部参照） (旧) ・泊幹線 1 L, 2 L 電圧 ・後志幹線 1 L, 2 L 電圧 (新) ・泊幹線 1 L 電圧, 2 L 電圧 ・後志幹線 1 L 電圧, 2 L 電圧	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.8.0)	1.3-91, 93, 96, 97, 98, 99, 101	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.9.0)	1.3-93, 104, 106	監視計器一覧（第1.3.2表）の記載を適正化 「重大事故等の対応に必要な監視項目」のうち、以下の監視項目の名称を技術的能力1.15と統一（下線部参照） (旧) 原子炉圧力容器内への注水量 (新) 原子炉圧力容器への注水量	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.8.0)	1.3-93, 102, 103	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.9.0)	1.3-127, 129	対応手順のフロー図を最新化 有効性評価まとめ資料 (7.1.8 格納容器バイパス) から引用している第1.3.17図及び第1.3.19図を最新化	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.8.0)	1.3-131, 134	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.9.0)	1.3-144	添付資料1.3.3「自主対策設備仕様」の記載を適正化 「ろ過水タンク」の設置数を「2基」から「4基」へ修正 (3号炉用の2基に加え、1, 2号及び3号炉共用のろ過水タンク2基を含めた「4基」を記載した。)	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.8.0)	1.3-150	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.9.0)	1.3-148	屋内作業のエレベーション表記を見直し (下線部参照) 「技術的能力1.0_添付資料1.0.2_別紙30」の名称と統一 【添付資料1.3.7「2.操作場所」】 (旧) 周辺補機棟T.P.14.3m (新) 周辺補機棟T.P.10.3m (中間床)	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.8.0)	1.3-155	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.9.0)	1.3-150, 151, 156, 157	屋外作業のエレベーション表記を見直し(下線部参照) 【添付資料1.3.9-(1), 1.3.12-(1)「2.作業場所」】 (旧) 屋外T.P.10.3m (新) 屋外(海水取水箇所周辺及び原子炉建屋周辺) 【添付資料1.3.9-(1), 1.3.12-(1) 画像タイトル】 (旧) 屋外T.P.〇m (新) 屋外 「2.作業場所」の記載は女川2号炉, 画像タイトルの記載は大飯と同様。	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.8.0)	1.3-158, 159, 171, 172	同上	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.9.0)	1.3-152, 158	添付資料の誤字・脱字訂正 【添付資料1.3.9-(2), 1.3.12-(2)】 ・「2.操作場所」へ「T.P.2.3m(中間床)」を追加 ・画像左側のエレベーションの誤記(下線部参照) (旧) 原子炉補助建屋T.P. <u>-1.7m</u> (新) 原子炉補助建屋T.P. <u>10.3m</u>	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.8.0)	1.3-162, 175	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.9.0)	1.3-150, 156	添付資料1.3.9-(1), 添付資料1.3.12-(1)の誤記訂正(下線部参照) (旧) 作業時間(想定) : <u>270分</u> (新) 作業時間(想定) : <u>250分</u>	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.8.0)	1.3-158, 171	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.9.0)	1.3-153, 159	添付資料1.3.9-(3), 1.3.12-(3)の脱字訂正 (下線部参照) (旧) ・ A-制御用空気圧縮機起動主蒸気逃がし弁開操作 ・ A-制御用空気圧縮機起動加圧器逃がし弁開操作 (新) ・ A-制御用空気圧縮機起動及び主蒸気逃がし弁開操作 ・ A-制御用空気圧縮機起動及び加圧器逃がし弁開操作	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.8.0)	1.3-163, 176	同上	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.9.0)	1.3-167~245	添付資料1.3.19を最新化 有効性評価まとめ資料 (7.1.8 格納容器バイパス) から引用している添付資料1.3.19を最新化	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.8.0)	1.3-184~258	同上	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.9.0)	1.3-247	添付資料1.3.21の記載を適正化 (下線部参照) (旧) 1次系保有水 (新) 1次 <u>冷却</u> 系保有水 (旧) . . . サンプ水位や放射線モニタ等の . . . (新) . . . サンプ水位, 放射線モニタ等の . . . (旧) 安全補機系統配管室 (新) 安全補機配管室 (旧) . . . 安全系ポンプバルブ室, 安全系ポンプバルブ室及び . . . (新) . . . 安全系ポンプバルブ室, 安全系補機バルブ室及び . . .	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.8.0)	1.3-260	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.9.0)	1.3-249, 251	添付資料1.3.22の記載を適正化 【1.判断基準の解釈一覧】 ・「1.3.2.2(2)a.現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復」より「1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下しない場合」の解釈を削除（手順着手の判断基準の記載見直しに伴う当該箇所の記載を適正化） 【3.弁番号及び弁名称一覧】 ・2ページに分割していた表を1つへ統合	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.8.0)	1.3-262, 264	同上	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.9.0)	1.3-80, 172, 249, 250	マスキング箇所の見直し 【1.3.2.6(2) 加圧器逃がし弁による原子炉圧力冷却材圧力バウンダリの減圧】 ・加圧器逃がし弁の自動作動圧力及び自動閉止圧力の設定値をマスキング 【添付資料1.3.19】 ・「ツインパワー弁閉止後も隔離されていない漏えい弁が4個存在するが、事象発生後1時間時点で1次冷却系内の圧力は弁の最高使用圧力(4.5MPa)を十分下回り・・・」のうち、「4.5MPa」のマスキングを削除 【添付資料1.3.22】 ・「補助給水ピット水位が3%以上」のうち、「3%」のマスキングを削除 ・「無負荷水位(蒸気発生器水位(狭域33%))に調整」のうち、「33%」のマスキングを削除	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.8.0)	1.3-80, 189, 262, 263	同上	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.8.0)	1.3-17, 156, 171, 173, 175, 176, 177, 192, 194, 196, 212	大飯3/4号炉欄の誤記訂正, 脱字訂正	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.9.0)	1.4-16	記載の適正化（下線部参照） (新) <u>原子炉格納容器</u>	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.8.0)	1.4-12	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.9.0)	1.4-21, 36	記載の適正化（下線部参照） (旧) ○○で使用する設備は、 <u>以下のとおり</u> 。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.8.0)	1.4-16, 28	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.9.0)	1.4-32	記載の適正化 (旧) 故障 (新) 喪失	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.8.0)	1.4-24	同上	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.9.0)	1.4-32	記載の適正化（下線部参照） (旧) <u>原子炉補給系の補給水供給設備</u> である・・・	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 8.0)	1.4-24	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 9.0)	1.4-36, 80	脱字修正 (下線部参照) (新) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による発電用原子炉の冷却で使用する設備は以下のとおり。	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 8.0)	1.4-28, 62	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 9.0)	1.4-37	記載表現の修正 (下線部参照) (新) 高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの再循環運転による・・・	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 8.0)	1.4-28	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 9.0)	1.4-46, 53, 55, 67, 70, 82	記載表現の修正 (下線部参照) (旧) 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却により発電用原子炉を冷却する手段がある。・・・	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 8.0)	1.4-36, 41, 43, 52, 54, 64	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.9.0)	1.4-90	記載表現の修正（下線部参照） (旧) 以上の重大事故等対処設備により、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失した場合においても、 <u>発電用原子炉からの除熱を行う</u> ことができる。 (新) 以上の重大事故等対処設備により、 <u>発電用原子炉停止中において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失した場合においても、発電用原子炉を冷却</u> することができる。	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.8.0)	1.4-69	同上	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.9.0)	1.4-98, 99	記載表現の修正（下線部参照） (旧) 可視範囲 (新) 監視可能	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.8.0)	1.4-79, 80	同上	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.9.0)	1.4-104, 107, 110	脱字修正（下線部参照） (新) 原子炉容器へ <u>の</u> 注水	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.8.0)	1.4-88, 91, 93	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.9.0)	1.4-131, 191	記載表現の修正（下線部参照） (旧) 可搬型大型送水ポンプ車により <u>代替補機冷却</u> により <u>冷却水が確保され</u> ・・・ (新) 可搬型大型送水ポンプ車により <u>代替補機冷却</u> により <u>冷却水が確保され</u> ・・・	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 8.0)	1. 4-110, 172	同上	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 9.0)	1.4-117	脱字修正 (下線部参照) (新) 代替給水ビット, 原水槽及び海を水源とした燃料取替用水ビットへの補給を行い・・・	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 8.0)	1. 4-97	同上	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 9.0)	1. 4-127, 167, 188	記載表現の修正 (下線部参照) (新) 使用に際しては, 重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 8.0)	1. 4-107, 150, 169	同上	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 9.0)	1. 4-139	記載の適正化 (旧) % (新) %	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 8.0)	1. 4-119	同上	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 9.0)	1. 4-115, 124, 398, 407, 411	記載の適正化 (下線部参照) (旧) ~及び~等、~々~等 (新) ~ <u>一</u> ~等	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.8.0)	1.4-29, 97, 104, 388, 391, 392, 404, 418, 421	同上	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.9.0)	1.4-211	記載の適正化（下線部参照） (旧) 第1.4-39図 (新) 第1.4_39図	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.8.0)	1.4-192	同上	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.9.0)	1.4-212	誤記訂正（下線部参照） 【1.4.2.5その他の手順項目について考慮する手順】 (旧) 補助給水ピットの枯渇又は破損時の対応手順等は、「1.13 重大事故時に必要となる水の供給手順等」のうち、1.13.2.1「 <u>水源を利用した対応手順</u> 」にて整備する。 (新) 補助給水ピットの枯渇又は破損時の対応手順等は、「1.13 重大事故時に必要となる水の供給手順等」のうち、1.13.2.2「 <u>水源へ水を補給するための対応手順</u> 」及び1.13.2.3「 <u>水源を切り替えるための対応手順</u> 」にて整備する。	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.8.0)	1.4-195	同上	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.9.0)	1.4-212	記載表現の適正化（下線部参照） 【1.4.2.5その他の手順項目について考慮する手順】 (旧) 代替非常用発電機の代替電源に関する手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち・・・ (新) 常設代替交流電源設備の代替電源に関する手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち・・・	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 8. 0)	1. 4-195	同上	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 9. 0)	1. 4-380	添付資料1.4.3「自主対策設備仕様」の記載を適正化 「ろ過水タンク」の設置数を「2基」から「4基」へ修正（3号炉用の2基に加え、1、2号及び3号炉共用のろ過水タンク2基を含めた「4基」を記載した。）	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 8. 0)	1. 4-378	同上	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 9. 0)	1. 4-398	添付資料1.4.11の記載を適正化 (旧) 泊発電所1、2号炉では・・・ (新) 泊発電所1号及び2号炉では・・・	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 8. 0)	1. 4-404	同上	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 9. 0)	1. 4-399	添付資料1.4.12を最新化 上記と同じ資料である有効性評価添付資料7.1.2.21の内容へ最新化	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 8. 0)	1. 4-405	同上	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 9. 0)	1. 4-411, 416, 418～423, 434, 435, 451, 457～459	マスキング箇所の見直し ・添付資料1.4.18のうち数値、図のマスキング見直し（追加、削除） ・添付資料1.4.25のうち数値のマスキングを削除	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 8.0)	1.4-421, 427~433, 444, 445, 465, 471~473	同上	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 9.0)	1.4-447	添付資料1.4.23の記載を適正化 (旧) 定検中 (新) 定期事業者検査中	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 8.0)	1.4-460	同上	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 9.0)	1.4-452	添付資料1.4.26の記載を適正化 (旧) , (新) 又は	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 8.0)	1.4-466	同上	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 9.0)	1.4-455	添付資料1.4.27の記載を適正化 (旧) ・いずれか一つ ・ブロー弁 (新) ・いずれか1つ ・ドレン弁	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 8.0)	1.4-469	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.9.0)	1.4-421~436	SA設備51-7最新化に伴う記載の適正化 (技術的能力1.8と同様)	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.8.0)	1.4-431~446	同上	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.8.0)	1.4-433, 434	大飯発電所3/4号炉欄について、図番号の記載を適正化 (下線部参照) (旧) 図4/図5 (新) 図1/図2	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.8.0)	1.4-438, 446	大飯発電所3/4号炉欄について、図番号の記載を適正化 (下線部参照) (旧) 連通穴 (新) 連通管	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.9.0)	1.5-34	記載表現の適正化（下線部参照） 【1.5.1(2) c. 手順等】 (旧) 上記の「a. フロントライン系故障時の・・・」 (新) 上記「a. フロントライン系故障時の・・・」	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.8.0)	1.5-26	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.9.0)	1.5-45, 69, 73	記載表現の適正化（下線部参照） 【1.5.2.1(2) e., 1.5.2.2(2)c., 1.5.2.2(5)b. 「操作の成立性」】 (旧) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機への補機冷却水（海水）通水操作は・・・ (新) 可搬型大型送水ポンプ車によるA-制御用空気圧縮機への補機冷却水（海水）通水操作は・・・	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.8.0)	1.5-34, 56, 59	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.9.0)	1.5-62, 74, 75	記載表現の適正化（下線部参照） (旧) 代替非常用発電機からの給電・・・ (新) 常設代替交流電源設備からの給電・・・ ただし「代替非常用発電機」に限定して記載する場合は、上記適正化の対象外とする。	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.8.0)	1.5-50, 60	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.9.0)	1.5-77, 78	記載表現の適正化及び脱字訂正（下線部参照） 【1.5.2.4 その他の手順項目について考慮する手順】 (旧) 可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給の手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.4「燃料の補給手順」にて整備する。 補助給水ピットの枯渇時の補給手順については、「1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等」のうち、1.13.2.1「蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）のための代替手段及び補助給水ピットへの供給に係る手順等」にて整備する。 代替非常用発電機の代替電源に関する手順等については、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「代替非常用発電機による代替電源（交流）からの給電」にて整備する。 (新) 可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給の手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.4「燃料の補給手順」にて整備する。 補助給水ピットの枯渇時の補給手順については、「1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等」のうち、1.13.2.2「水源へ水を補給するための対応手順」にて整備する。 常設代替交流電源設備の代替電源に関する手順等については、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「代替交流電源設備による給電」にて整備する。	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.8.0)	とりまとめた資料-5 1.5-63	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.9.0)	1.5-87, 89, 90, 95, 97~101	監視計器一覧（第1.5.2表）の記載を適正化 以下の監視計器の名称を技術的能力1.15と統一（下線部参照） (旧) ・泊幹線 1 L, 2 L 電圧 ・後志幹線 1 L, 2 L 電圧 (新) ・泊幹線 1 L 電圧, 2 L 電圧 ・後志幹線 1 L 電圧, 2 L 電圧	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.8.0)	1.5-72, 74, 75, 80, 82~84	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.9.0)	1.5-109, 110, 112, 113	概要図の記載を適正化 【第1.5.7図】 ・操作対象機器へ「原子炉補機冷却水ポンプ」を追加 ・上記修正に伴う「操作手順」番号の修正 【第1.5.9図】 ・操作対象弁を追加（「第1.5.7図」と同等の記載とした） ・「状態の変化」の記載表現を「第1.5.7図」と統一 ・上記修正に伴う「操作手順」番号の修正 ・弁状態表記の適正化	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.8.0)	1.5-96, 97, 99, 100	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.9.0)	1.5-131	添付資料1.5.3「自主対策設備仕様」の記載を適正化 「ろ過水タンク」の設置数を「2基」から「4基」へ修正（3号炉用の2基に加え、1, 2号及び3号炉共用のろ過水タンク2基を含めた「4基」を記載した。）	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.8.0)	1.5-128	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.9.0)	1.5-132, 133, 135, 136, 138, 139, 141, 142	屋外作業のエレベーション表記を見直し（下線部参照） 【添付資料1.5.4-(1) 「2.作業場所」】 (旧) 屋外T.P.10.3m, T.P.33.1m (新) 屋外_(海水取水箇所周辺及び原子炉建屋周辺) 【添付資料1.5.5-(1), 1.5.6-(1), 1.5.7-(1) 「2.作業場所」】 (旧) 屋外T.P.10.3m (新) 屋外_(海水取水箇所周辺及び原子炉建屋周辺) 【添付資料1.5.4-(1), 1.5.5-(1), 1.5.6-(1), 1.5.7-(1) 画像タイトル】 (旧) 屋外T.P.〇m (新) 屋外 「2.作業場所」の記載は女川2号炉、画像タイトルの記載は大飯と同様。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.8.0)	1.5-131, 132, 135, 136, 140, 141, 145, 147	同上	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.9.0)	1.5-132, 142	可搬型ホース接続口の名称を適正化（下線部参照） 「技術的能力1.0_添付資料1.0.2_別紙3」の名称と統一 【添付資料1.5.4-(1)】 (旧) T.P.31m可搬型大型送水ポンプ車代替給水ライン接続口 (新) 可搬型大型送水ポンプ車代替給水ライン接続口 【添付資料1.5.7-(1)】 (旧) T.P.10m可搬型大容量海水送水ポンプ車A母管接続口 (新) 可搬型大容量海水送水ポンプ車A母管接続口	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.8.0)	1.5-132, 147	同上	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.9.0)	1.5-134	添付資料1.5.4-(2)の脱字訂正 「2. 操作場所」へ「周辺補機棟T.P.24.8m」を追加	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.8.0)	1.5-133	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.9.0)	1.5-147	添付資料1.5.8-(4)の記載適正化 第1.5.9図の記載適正化に伴う操作対象弁の追加の反映	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.8.0)	1.5-152	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.9.0)	1.5-144	マスキング箇所の見直し（下線部のマスキングを削除） 【添付1.5.8】 ・補助給水ピット水位が <u>3</u> %以上	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.8.0)	1.5-149	同上	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.8.0)	1.5-26	女川2号炉欄の誤記訂正 【1.5.1(2) c. 手順等】 (旧) 上記の「a. フロントライン系故障時の・・・」 (新) 上記「a. フロントライン系故障時の・・・」	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.8.0)	とりまとめた資料-8	大飯3 / 4号炉との設備名称の相違追記 (旧) ・代替非常用発電機 <u>又は</u> 常設代替交流電源設備 (新) ・代替非常用発電機	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.8.0)	1.6-8, 10	相違理由欄 記載の適正化 以下の相違理由を追記した。 【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.9.0)	1.6-77, 98	記載の適正化 技術的能力資料間の整合を図り、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ手段の操作の成立性に、代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替える場合の要員及び所要時間を追記した。 【炉心損傷後のフロントライン系故障時】 (下線部修正) (旧) <u>また</u> 、代替格納容器スプレイポンプの注水先を・・・ (新) <u>なお</u> 、代替格納容器スプレイポンプの注水先を・・・ 【炉心損傷後のサポート系故障時】 (追記) なお、代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替える場合の上記の操作は、運転員(中央制御室)1名及び運転員(現場)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで20分以内で可能である。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.8.0)	1.6-63, 79	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.9.0)	1.6-112	記載の適正化 (旧) 代替非常用発電機 (新) 常設代替交流電源設備	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.8.0)	1.6-96	同上	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.9.0)	1.6-182	記載の適正化（下線部参照） (旧) 切り替え (新) 切替え	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.8.0)	1.6-178	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.9.0)	1.6-194	添付資料1.6.9 操作概要の記載適正化（下線部参照） (旧) 原子炉補機冷却水設備による… (新) 原子炉補機冷却設備のうち原子炉補機冷却水設備による	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.8.0)	1.6-196	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.9.0)	1.6-195, 196, 201, 203～ 208, 219, 220, 226, 229, 231, 232	マスキング範囲の見直し ・添付資料1.6.10 数値のマスキングを削除 ・添付資料1.6.11 数値, 図のマスキング見直し（追加, 削除） ・添付資料1.6.13 数値のマスキングを削除	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.8.0)	1.6-201, 202, 208～ 214, 226, 227, 233, 236, 238, 242	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.9.0)	1.6-206～222	SA設備51-7最新化に伴う記載の適正化（技術的能力1.8と同様）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.8.0)	1.6-212～228	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.8.0)	1.6-214, 215	大飯発電所3/4号炉欄について、図番号の記載を適正化（下線部参照） （旧）図4/図5 （新）図1/図2	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.8.0)	1.6-220, 228	大飯発電所3/4号炉欄について、図番号の記載を適正化（下線部参照） （旧）連通穴 （新）連通管	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.9.0)	1.6-242～244	泊3号炉のマスキング箇所の見直し（下線部のマスキングを削除） 【添付資料1.6.15-(1), (2)】 ・燃料取替用水ピット水位が <u>3%</u> 以上 ・補助給水ピット水位が <u>3%</u> 以上 ・格納容器圧力が約 <u>0.0098MPa</u> [gage] ・格納容器圧力が約 <u>0.283MPa</u> [gage]	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.8.0)	1.6-252～254	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.9.0)	とりまとめた資料-5	大飯3/4号炉との設備名称の相違追記 (旧)・代替非常用発電機 <u>又は</u> 常設代替交流電源設備 (新)・代替非常用発電機	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.9.0)	1.7-28, 41	記載の適正化 技術的能力資料間の整合を図り、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ手段の操作の成立性に、代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替える場合の要員及び所要時間を追記した。 (追記) なお、代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替える場合の上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで20分以内で可能である。	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.8.0)	1.7-31, 53	同上	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.8.0)	1.7-46	相違理由欄 記載の適正化 (旧)・・・海水を用いる場合は約335分、代替給水ピットを用いる場合は約275分及び原水槽を用いる場合は約310分を要する。 (新)・・・海水を用いる場合は約225分、代替給水ピットを用いる場合は約170分及び原水槽を用いる場合は約225分を要する。	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.9.0)	1.7-49	記載の適正化 (旧) 代替非常用発電機 (新) 常設代替交流電源設備	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.8.0)	1.7-61	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.9.0)	1.7-128, 131, 194, 201, 205, 240	添付資料全般について、記載の適正化を実施し、相違理由欄に相違内容を記載（下線部参照） (旧) 及び (新) 一	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.8.0)	1.7-159, 162, 230, 238, 241, 277	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.9.0)	1.7-128, 131, 194, 201, 205, 239	記載の適正化（下線部参照） 文章内で非限定列挙と限定列挙を使用した構文とならないよう修正した。 【修正例】 (旧) ○○及び□□等… (新) ○○、□□等…	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.8.0)	1.7-159, 162, 230, 238, 241, 277	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.9.0)	1.7-205, 210, 212, 213, 214～ 217, 228, 229, 233, 234	マスキングの見直し ・添付資料1.7.9 数値、図のマスキングを見直した。（追加、削除） ・添付資料1.7.10 数値のマスキングを削除した。	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.8.0)	1.7-241, 247～253, 265, 266, 271, 272	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.9.0)	1.7-215～230	SA設備51-7最新化に伴う記載の適正化（技術的能力1.8と同様）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.8.0)	1.7-251～267	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.9.0)	1.7-233, 234	泊3号炉のマスキング箇所の見直し（下線部のマスキングを削除） 【添付1.7.10-(1), (2)】 ・燃料取替用水ピット水位が <u>3%</u> 以上 ・補助給水ピット水位が <u>3%</u> 以上 ・格納容器圧力が約 <u>0.283MPa</u> [gage]	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.8.0)	1.7-271, 272	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.8.0)	全般	改行位置、行間の修正 (修正箇所のマーキングは未実施)	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	全般	文字の色塗りの修正 (修正箇所のマーキングは未実施)	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-19	大飯発電所3/4号炉欄 脱字修正(下線部参照) (旧) A格納容器スプレイポンプRHRS-CSS連絡ライン使用) (新) A格納容器スプレイポンプ_(RHRS-CSS連絡ライン使用)	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-35	女川原子力発電所2号炉欄 誤記修正(下線部参照) (旧) ⑥ ^a 原子炉・格納容器下部注水接続口(東)を使用する場合 _x (新) ⑥ ^a 原子炉・格納容器下部注水接続口(東)を使用する場合	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-55	大飯発電所3/4号炉欄 誤記修正(下線部参照) (旧) 第1.8.91.8-31図 (新) 第1.8.9図	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-76	大飯発電所3/4号炉欄 脱字修正(下線部参照) (旧) (c) A格納容器スプレイポンプ(自己冷却) (RHRS-CSS連絡ライン使用)による代替炉心注水 (新) (c) A格納容器スプレイポンプ(自己冷却) (RHRS-CSS連絡ライン使用)による代替炉心注水	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 8.0)	1.8-95～100, 102～110, 113～117	監視計器一覧 (第1.8.2表) の記載を適正化 「重大事故等の対応に必要な監視項目」のうち、以下の監視項目の名称を技術的能力1.15と統一 (下線部参照) (旧) 原子炉格納容器内への注水量 (新) 原子炉格納容器への注水量 (旧) 原子炉圧力容器内への注水量 (新) 原子炉圧力容器への注水量	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 7.0)	1.8-98～108, 110～112	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 8.0)	1.8-101, 103～107, 111～117	監視計器一覧 (第1.8.2表) の記載を適正化 以下の監視計器の名称を技術的能力1.15と統一 (下線部参照) (旧) ・泊幹線 1 L, 2 L 電圧 ・後志幹線 1 L, 2 L 電圧 (新) ・泊幹線 1 L 電圧, 2 L 電圧 ・後志幹線 1 L 電圧, 2 L 電圧	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 7.0)	1.8-102～106, 109～112	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 8.0)	1.8-124, 227	第1.8.6図及び添付資料1.8.16-(3)に操作対象弁を追加した。(下線部参照) 【第1.8.6図】 ・AM用消火水供給ライン第1止め弁 ・AM用消火水供給ライン第2止め弁 また、操作対象弁の追加に伴い付番を修正した。 【添付資料1.8.16-(3)】 ・3V-FS-531/AM用消火水供給ライン第1止め弁 ・3V-FS-547/AM用消火水供給ライン第2止め弁	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-122, 253	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-125	大飯発電所3/4号炉欄 第1.8.7図の適正化(図の貼替え)	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.8.0)	1.8-137, 139	フローチャート第1.8.19図(1/8) (3/8)について、記載適正化 (旧) 総注水量が格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さまで注水された (新) 総注水量が格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さまで注水したか	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-144, 146	同上	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.8.0)	1.8-153	添付資料1.8.3「自主対策設備仕様」の記載を適正化 「ろ過水タンク」の設置数を「2基」から「4基」へ修正(3号炉用の2基に加え、1, 2号及び3号炉共用のろ過水タンク2基を含めた「4基」を記載した。)	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-163	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.8.0)	1.8-154	記載の適正化（下線部参照） 文章内で非限定列挙と限定列挙を使用した構文とならないよう修正した。 【修正例】 (旧) ○○及び□□等… (新) ○○、□□等…	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-164	同上	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.8.0)	1.8-154, 159, 161～ 166, 177, 178, 182, 185, 187 188	マスキング箇所の見直し ・添付資料1.8.4 数値, 図のマスキングを見直し (追加・削除) ・添付資料1.8.5 数値, 図のマスキングを見直し (追加・削除)	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-164, 170～ 176, 188, 189, 193, 196, 198, 202	同上	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.8.0)	1.8-164	添付資料1.8.4 図8について, SA51条最新資料の反映により誤記修正, 一部図面の配置変更を実施 (下線部参照) (旧) ~原子炉下部キャビティへの流入経路, 流入速度に有意な差はない。 (新) ~原子炉下部キャビティへの流入経路, 流入速度に有意な差はない。	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-174	同上	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-176, 177	大飯発電所3/4号炉欄について, 図番号の記載を適正化 (下線部参照) (旧) 図4/図5 (新) 図1/図2	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.8.0)	1.8-165, 179	添付資料1.8.4について、SA51条最新資料の反映により以下の記載を適正化(下線部参照) (旧) 泊3号機 (新) 泊3号炉	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-175	同上	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.8.0)	1.8-167, 179	添付資料1.8.4について、記載の適正化を実施し、相違理由欄に相違内容を記載(下線部参照) (旧) 及び (新) ー	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-177, 190	同上	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.8.0)	1.8-168	添付資料1.8.4について、SA51条最新資料の反映により以下の記載を適正化(下線部参照) (旧) 追設する小扉の流入性確認のため、保守的に以下については考慮しない。 (新) 追設する小扉の流入性確認のため、 <u>上図</u> においては保守的に以下については考慮しないこととした。	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-178	同上	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.8.0)	1.8-171	添付資料1.8.4 表内の黒破線枠を削除	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-181	同上	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.8.0)	1.8-172, 173	添付資料1.8.4について、記載の適正化を実施し、相違理由欄に相違内容を記載 (下線部参照) (旧) 定期検査 (新) 定期事業者検査	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-182, 183	同上	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-182, 190	大飯発電所3 / 4号炉欄について、以下の記載を適正化 (下線部参照) (旧) 連通穴 (新) 連通管	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.8.0)	1.8-177	添付資料1.8.4について、SA51条最新資料の反映により以下の記載を適正化 (下線部参照) (旧) ・大破断LOCAにより発生する保温材等のデブリは、デブリ捕捉用のパンチングメタル板及びグレーチングにより捕捉することができるため連通管及び小扉にこれらのデブリが到達することはない。 ・熔融炉心等が平均的に原子炉下部キャビティに堆積することを想定した場合においても、連通管及び小扉の設置高さは堆積高さとは比べ高いことから、内側から注水経路が閉塞することはない。 (新) ・大破断LOCAにより発生する大型の保温材等のデブリは、デブリ捕捉用のパンチングメタル板及びグレーチングにより捕捉することができるため連通管及び小扉の外側にこれらのデブリが到達することはない。 ・熔融炉心等が平均的に原子炉下部キャビティに堆積することを想定した場合においても、連通管及び小扉の設置高さは堆積高さとは比べて高いことから、内側から注水経路が閉塞することはない。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-187	同上	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-179	添付資料1.8.4について、SA51条最新資料の反映により以下の記載を適正化(下線部参照) (旧) ~~~と想定し、 (新) ~~~と設定し、	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-187	添付資料1.8.4 相違理由の誤記修正(下線部参照) (旧) 泊ではは (新) 泊では	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-187	添付資料1.8.4 大飯発電所3/4号炉欄 比較のために川内の資料を引用した箇所について、不要な記載のため削除した。	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-190	添付資料1.8.4について、SA51条最新資料の反映により以下の記載を適正化(下線部参照) (旧) ~~~によれば、/~~~については、 (新) ~~~によれば、 <u>~/~~~については、</u>	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.8.0)	1.8-182, 183, 184, 213, 214	添付資料1.8.5及び1.8.13において下記の記載を適正化(下線部参照) (旧) 概略系統 (新) 概要図	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-193, 194, 195, 239	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-197	大飯発電所3/4号炉欄 誤植修正(下線部参照) (旧) (抽出した系統については、別紙-1参照) (新) (抽出した系統については、別紙-1参照)	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.8.0)	1.8-196	添付資料1.8.6-(2) エントレインメント係数の感度解析結果の参照先を適正化した。 (旧) なお、エントレインメント係数の感度解析において、細粒化割合が少なくなるよう設定し評価した結果、細粒化割合が1割程度でも熔融炉心の冷却性に与える影響は小さいことを確認している*。 ※「重大事故等対策の有効性評価に係るシビアアクシデント解析コードについて (第3部 MAAP) 添付3 熔融炉心とコンクリートの相互作用について」より抜粋 (第108回審査会合 (平成26年4月24日) 資料1-2-6) (新) なお、エントレインメント係数の感度解析において、細粒化割合が少なくなるよう設定し評価した結果、細粒化割合が1割程度でも熔融炉心の冷却性に与える影響は小さいことを「付録3 重大事故等対策の有効性評価に係るシビアアクシデント解析コードについて」において確認している。	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-210	同上 また、修正に伴い相違理由を削除した。(下線部参照) 【大飯】記載内容の相違 ・泊についても今後追補に整理する予定である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.8.0)	1.8-203, 204, 206, 207, 209, 210	屋外作業のエレベーション表記を見直し(下線部参照) 【添付資料1.8.9-(1)「2.作業場所」】 (旧) 屋外T.P.33.1m (新) 屋外(海水取水箇所周辺及び原子炉建屋周辺) 【添付資料1.8.10-(1)「2.作業場所」】 (旧) 屋外T.P.33.1m (新) 屋外(代替給水ピット周辺及び原子炉建屋周辺) 【添付資料1.8.11-(1)「2.作業場所」】 (旧) 屋外T.P.10.3m (新) 屋外(原水槽周辺及び原子炉建屋周辺) 【添付資料1.8.9-(1), 1.8.10-(1), 1.8.11-(1) 画像タイトル】 (旧) 屋外T.P.〇m (新) 屋外 「2.作業場所」の記載は女川2号炉, 画像タイトルの記載は大飯と同様。	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-218, 219, 227, 228, 231, 232	同上	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.8.0)	1.8-203, 206, 209	可搬型ホース接続口の名称を適正化(下線部参照) 接続口の名称を技能1.0まとめ資料と統一 【添付資料1.8.9-(1), 1.8.10-(1), 1.8.11-(1)】 (旧) ・T.P.10m東側接続口 ・T.P.33m西側接続口 (新) ・可搬型大型送水ポンプ車10m接続口 ・可搬型大型送水ポンプ車33m接続口	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-219, 228, 232	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.8.0)	1.8-212	添付資料1.8.12 操作概要の記載適正化 (下線部参照) (旧) 原子炉補機冷却水設備による… (新) 原子炉補機冷却設備のうち原子炉補機冷却水設備による	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-235	同上	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.8.0)	1.8-223	添付資料1.8.15-(2) 図1について、有効性評価まとめ資料の変更内容を反映し適正化した。 【実施箇所・必要人員数】 ・災害対策本部要員：3人→4人	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-248	同上	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.8.0)	1.8-225, 226	泊3号炉のマスキング箇所の見直し (下線部のマスキングを削除) 【添付1.8.16-(1), (2)】 ・燃料取替用水ビット水位が3%以上 ・補助給水ビット水位が3%以上	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.7.0)	1.8-250, 251	同上	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.8.0)	1.8-227	添付資料1.8.16-(3) 下記弁の操作場所を適正化 (下線部参照) 3V-FW-664 (旧) 周辺補機棟10.3m (新) 周辺補機棟17.8m	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 7.0)	1.8-253	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 8. 0)	1. 9-29	監視計器一覧 (第1.9.2表) の記載を適正化 「重大事故等の対応に必要な監視項目」のうち、以下の監視項目の名称を技術的能力1.15と統一 (下線部参照) (旧) 原子炉圧力容器内への注水量 (新) 原子炉圧力容器への注水量	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 7. 0)	1. 9-37	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 8. 0)	1. 9-29, 31	監視計器一覧 (第1.9.2表) の記載を適正化 以下の監視計器の名称を技術的能力1.15と統一 (下線部参照) (旧) ・泊幹線 1 L, 2 L 電圧 ・後志幹線 1 L, 2 L 電圧 (新) ・泊幹線 1 L 電圧, 2 L 電圧 ・後志幹線 1 L 電圧, 2 L 電圧	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 7. 0)	1. 9-37, 39	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 8. 0)	1. 9-40, 41, 46, 47, 89	第1.9.7図, 10図 概要図適正化。 操作対象機器適正化に伴い該当操作手順番号の適正化。下記内容削除 ・格納容器空気サンプルライン隔離弁操作作用可搬型窒素ガスボンベ口弁 2 ・格納容器空気サンプルライン隔離弁操作作用窒素供給パネル入口弁 2 上記修正に伴う添付資料1.9.10「3. 弁番号及び弁名称一覧」の弁削除	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.7.0)	1.9-50, 51, 56, 57, 104	同上	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.8.0)	1.9-59, 76	1.9-59 図1・図2, 1.9-76 図1について, 記載の適正化。(下線部参照) 1.9-59 図1 (旧) % (新) Vol% 1.9-59 図2, 1.9-79 図1 (旧) C/V全体平均… (新) 原子炉格納容器全体平均…	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.7.0)	1.9-72, 90	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.7.0)	1.9-64	マスキング箇所の見直し ・添付資料1.9.5のうち数値のマスキングを追加	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.7.0)	1.9-77	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.8.0)	1.9-77, 85	添付資料1.9.9図2, 図10図について記載の適正化。(下線部参照) (旧) % 格納容器内の水素濃度 kPag (新) Vol% 原子炉格納容器内の水素濃度 kPa(gage)	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.7.0)	1.9-91, 100	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.8.0)	1.9-78, 81	図名称の記載適正化（下線部参照） (旧) 系統 (新) 概要図	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.7.0)	1.9-93, 96	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.7.0)	1.9-46	大飯欄 第1.9.4図の図順の入替。	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.8.0)	1.9-69, 70, 72, 73, 74, 75, 89	屋内における操作又は作業場所のエレベーション表記を見直し 「技術的能力1.0_添付資料1.0.2_別紙30」の名称と統一 (例) (旧) 21.2m (新) 17.8m (中間床)	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.7.0)	1.9-83, 84, 86, 87, 88, 89, 104	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110 r.9.0)	1.10-9	記載の適正化（下線部参照） (旧) また、全交流動力電源が喪失した場合、B系アニュラス空気浄化系の弁及び… (新) また、全交流動力電源が喪失した場合、B系アニュラス空気浄化設備の弁及び…	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110-9 r.8.0)	1.10-15	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110 r.9.0)	1.10-19	監視計器一覧(第1.10.2表)の記載を適正化 以下の監視計器の名称を技術的能力1.15と統一(下線部参照) (旧) ・泊幹線 1 L, 2 L 電圧 ・後志幹線 1 L, 2 L 電圧 (新) ・泊幹線 1 L 電圧, 2 L 電圧 ・後志幹線 1 L 電圧, 2 L 電圧	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110-9 r.8.0)	1.10-28	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110-9 r.8.0)	1.10-57	大飯欄記載の適正化。(下線部参照) (旧) 添付資料1.1.2 (新) 添付資料1.10.2	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110 r.9.0)	1.10-38	添付資料1.10.4 全交流動力電源喪失又は常設直流電源喪失時のアニュラス空気浄化設備運転のための系統構成時の被ばく影響について、記載を追記した(下線部参照)。 ・・・・・・・・・・以上のとおり、両作業を実施する運転員及び災害対策要員への被ばく影響は大きくない。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110 r.9.0)	1.10-38	添付資料1.10.4 試料採取室排気隔離ダンパ操作における被ばく線量評価について、アニュラス排気ダンパ開操作と同様に保守的に評価していることを追記するとともに、両操作の被ばく線量評価の保守性についても記載し、適正化した。(下線部参照) (旧)・・・被ばく線量は1mSv未満となる。 (新)・・・被ばく線量は保守的に評価※した場合でも1mSv未満となる。 (旧)・・・被ばく線量は保守的に評価した場合でも4mSv未満となる。 (新)・・・被ばく線量は保守的に評価※した場合でも4mSv未満となる。 (新)※ 作業エリア及び移動経路において最も線量率の高くなる場所に、余裕を見込んで設定した作業時間(想定)の間、滞在し続けると仮定した線量評価	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110-9 r.8.0)	1.10-63	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110-9 r.8.0)	1.10-68	大飯欄記載の適正化(句点の追加)。	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110-9 r.8.0)	1.10-76	大飯欄記載の適正化(下線部参照)。 (旧) ※ここで、有効性評価の被ばく評価と同様の事象を用いて補正係数の妥当性を検証する。有効性被ばく評価では表1の元素グループを見込んでおり、同様にモニタ位置における不確かさを考察する。 (新) ※ここで、有効性評価の被ばく評価と同様の事象を用いて補正係数の妥当性を検証する。有効性被ばく評価では表1の元素グループを見込んでおり、同様にモニタ位置における不確かさを考察する。	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110 r.9.0)	1.10-23, 41	第1.10.2図 概要図適正化。 操作対象機器適正化に伴い該当操作手順番号の適正化。下記内容削除 ・③ ^{#5} アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベロ金弁2 ・③ ^{#6} アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給パネル入口弁2 上記修正に伴う添付資料1.10.6「2. 弁番号及び弁名称一覧」の弁削除	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110-9 r.8.0)	1.10-33, 86	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.9.0)	1.11-84, 86, 88, 90	第1.11.2, 4, 6, 8図（概要図）の記載適正化のため、図中のろ過水タンクと2次系純水タンクの基数をそれぞれ2基から1基とした。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.8.0)	1.11-95, 97, 99, 100	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.9.0)	1.11-138, 139, 159, 161, 162	添付資料1.11.4及び1.11.13について、以下の記載の適正化を実施（下線部参照） （旧）定検／定期検査 （新）定期事業者検査	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.8.0)	1.11-170, 171, 201～203	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.9.0)	1.11-139	添付資料1.11.4表2について、記載適正化のため、注釈記号（※1及び※2）を追加	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.8.0)	1.11-171	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.9.0)	1.11-158	添付資料1.11.12について、以下のとおり記載の適正化を実施 ・「ろ過水タンク」の設置数を「2基」から「4基」へ修正（3号炉用の2基に加えて1～2号炉用の2基を含めた合計4基を記載） ・上記修正により、注水可能水量および連続注水可能時間を修正（下線部参照） 【注水可能水量】 （旧）1806m ³ （新）3,612m ³ 【連続注水可能時間】 （旧）約64h （新）約129h ・海水、代替給水ピット及び原水槽の注水について、有効性評価「想定事故1」における主要評価条件修正により、注水流量及び連続注水可能時間を修正（下線部参照） 【注水流量】 （旧）47m ³ /h （新）25m ³ /h 【連続注水可能時間】 （旧）約10h（代替給水ピット）／約195h（原水槽） （新）約18h（代替給水ピット）／約368h（原水槽） ・燃料取替用水ピットの注水流量に係る注積を適正化	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.8.0)	1.11-199, 200	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.9.0)	1.11-158, 160, 213	添付資料1.11.12, 1.11.13, 1.11.18について、有効数字4桁の表現を以下のとおり見直し、記載の適正化を実施 （旧）1700m ³ （新）1,700m ³ その他、同様の修正を実施。	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.8.0)	1.11-199, 200, 202, 258	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.9.0)	1.11-152, 155, 157, 184, 187, 190	操作の成立性のうち可搬型ホース（150A）接続前を示す写真の表題について、以下のとおり記載の適正化を実施（下線部参照） （旧）可搬型ホース（150A）接続口 （新）可搬型ホース（150A）接続前	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.8.0)	1.11-189, 192, 195, 228, 230, 232	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.9.0)	1.11-210	記載の適正化 第17図 前後の文書と合うように図の向きの修正を行った。	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.8.0)	1.11-255	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.9.0)	1.11-200, 203, 207, 210~213, 217	SA設備54条最新化に伴い、以下の記載の適正化を実施 ・用語の適正化（下線部参照） （旧）線量率 （新）放射線量率 ・使用済燃料ピット監視カメラの設備仕様のうち、計測範囲（-40～120℃）を削除した。 ・第17図 使用済燃料ピット監視設備の配置図を最新化 ・補足資料3 「使用済燃料ピット事故時環境下での監視計器の健全性について」を最新化	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.8.0)	1.11-245, 248, 252, 255~258, 262	同上	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.8.0)	1.11-222~225	添付資料1.11.13について、比較表相違理由欄に記載している引用先の資料番号の適正化を実施（下線部参照） （旧） ～54-6使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）と同一資料。 （新） ～54-10使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）と同一資料。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.9.0)	1.11-231～232	記載の適正化 (旧) 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません (新) 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.8.0)	1.11-279～281	同上	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.9.0)	1.11-233	添付資料1.11.21 図3記載の適正化 SA設備54条最新化に伴い、添付資料1.11.21 図3を最新化	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.8.0)	1.11-281	同上	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.9.0)	1.11-223, 225	マスキング箇所の見直し ・添付資料1.11.20のうち図のマスキングを削除	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.8.0)	1.11-269, 271	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.9.0)	1.12-74, 86	「ろ過水タンク」の設置数を「2基」から「4基」へ修正（3号炉用の2基に加え、1, 2号及び3号炉共用のろ過水タンク2基を含めた「4基」を記載した。） ・第1.12.12図 ホース敷設ルート図 ・添付資料1.12.2「自主対策設備仕様」の記載を適正化	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.8.0)	1.12-70, 82	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.9.0)	1.12-95, 120	記載の適正化（下線部参照） 文章内で非限定列举と限定列举を使用した構文とならないよう修正した。 【修正例】 (旧) ○○又は□□等… , ○○や□□等 (新) ○○、□□等…	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.8.0)	1.12-99, 130	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.9.0)	1.13-49	d. 手順等について、記載を適正化した（下線部参照）。 （旧） また、重大事故等時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備を整備する（第1.13.2表、第1.13.3表）。 （新） また、重大事故等時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備を整理する（第1.13.2表、第1.13.3表）。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.8.0)	1.13-62	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.9.0)	1.13-60	(b) 燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプによる原子炉容器への注水 i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を適正化した（下線部参照）。 （旧） (vi) 熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための充てんポンプによる充てんラインを使用した原子炉容器への注水 炉心損傷を判断した場合※1において、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により、・・・・・・ （新） (vi) 熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための充てんポンプによる原子炉容器への注水 炉心損傷を判断した場合※1において、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により、・・・・・・	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.8.0)	1.13-77	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.9.0)	1.13-75, 76, 81, 82	1.13.2.1 水源を利用した対応手順について、条文間の整合を図るため記載を適正化した。	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.8.0)	1.13-90, 91, 95	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.9.0)	1.13-115	(a) ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水について、記載を追記した(下線部参照)。 使用に際しては、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.8.0)	1.13-149	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.9.0)	1.13-116	(a) ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水 i. 手順着手の判断基準について、記載を追記した(下線部参照)。 (ii) 全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合又は原子炉補機冷却機能喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合のディーゼル駆動消火ポンプ又は電動機駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水 (iv) 全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合又は原子炉補機冷却機能喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合のディーゼル駆動消火ポンプ又は電動機駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水(発電用原子炉停止中)	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.8.0)	1.13-150	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.9.0)	1.13-126	(a) ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器下部への注水 iii. 操作の成立性について、記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 上記の操作は、運転員(中央制御室)1名及び運転員(現場)2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器下部への注水開始までの35分以内で可能である。 (新) 上記の操作は、運転員(中央制御室)1名及び運転員(現場)2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器下部への注水開始まで35分以内で可能である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.8.0)	1.13-159	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.9.0)	1.13-222	(b) 海を水源とした可搬型大容量海水送水ポンプ車による代替補機冷却 iii. 操作の成立性 (i) 補機冷却水 (可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却) による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却について、記載を適正化した (下線部参照)。 (旧) 補機冷却水 (可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却) による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却操作は、・・・・・・可搬型大容量海水送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。 可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明 (ヘッドライト及び懐中電灯) を用いることで、夜間における作業性についても確保している。 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 また、可搬型大型送水ポンプ車による原子炉補機冷却水系への海水通水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。 (新) 補機冷却水 (可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却) による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却操作は、・・・・・・可搬型大容量海水送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。 可搬型大容量海水送水ポンプ車からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明 (ヘッドライト及び懐中電灯) を用いることで、夜間における作業性についても確保している。 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 また、可搬型大容量海水送水ポンプ車による原子炉補機冷却水系への海水通水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.8.0)	1.13-284	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.9.0)	1.13-236	(a) 格納容器再循環サンプを水源とした格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ再循環運転 i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため、記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) <u>格納容器スプレイ再循環運転するために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されており、燃料取替用水ピット水位が16.5%に到達した場合。</u> 【1.6.2.3(1)】 (新) <u>原子炉格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値(0.127MPa[gage])以上かつ格納容器スプレイポンプが起動していない場合に、原子炉格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用水ピットの水位が確保されている場合。</u> 【1.6.2.3(1)】	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.8.0)	1.13-308	同上	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.8.0)	1.13-308	(a) 格納容器再循環サンプを水源とした格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ再循環運転 i. 手順着手の判断基準に対する相違理由の記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 【 玄海 】記載方針の相違 ・玄海は、「(3) 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却手順等」の手順着手の判断基準を記載しており、操作手順の中で、格納容器スプレイ再循環の手順着手の判断基準及び操作手順を整備している。 ・泊は、大飯の「a. 高圧注入ポンプによる高圧再循環運転」と同様に、原子炉容器への注水及び原子炉格納容器内へのスプレイの手順着手の判断基準とは別に、再循環運転の手順着手の判断基準を記載する方針としている。 (大飯と同様の整理) (新) 【 大飯 】記載方針の相違 ・泊は、「1.6.2.3(1) 格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ再循環運転」の手順着手の判断基準を記載しており、操作手順の中で、格納容器スプレイ再循環の手順着手の判断基準及び操作手順を整備している。(玄海と同様)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
18	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.9.0)</p>	1.13-237	<p>(a) 格納容器再循環サンプを水源としたB-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) による代替再循環運転 i. 手順着手の判断基準について、記載を追記した (下線部参照)。</p> <p>(i) B-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) による代替再循環運転 高圧注入ポンプの故障等により・・・・・・確保されている場合。 【1.4.2.1(1) d. (a)】</p> <p>(ii) B-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) による代替再循環運転 (発電用原子炉停止中) 発電用原子炉停止中に高圧注入ポンプの故障等により、・・・・・・確保されている場合。 【1.4.2.3(1) d. (a)】</p>	
19	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.8.0)</p>	1.13-309	同上	
20	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.9.0)</p>	1.13-239, 240	<p>(b) 格納容器再循環サンプを水源とした可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転 i. 手順着手の判断基準について、記載を適正化した (下線部参照)。</p> <p>(旧) 可搬型大型送水ポンプ車により代替補機冷却による冷却水が確保され、・・・・</p> <p>(新) 可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却による冷却水が確保され、・・・・</p>	
21	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.8.0)</p>	1.13-311, 312	同上	
22	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.9.0)</p>	1.13-290, 291	<p>1.13.2.4 その他の手順項目について考慮する手順について、記載を適正化した (下線部参照)。</p> <p>(旧) 代替非常用発電機の代替電源に関する手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「代替非常用発電機による代替電源 (交流) からの給電」にて整備する。</p> <p>(新) 常設代替交流電源設備の代替電源に関する手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「代替交流電源設備による給電」にて整備する。</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.8.0)	1.13-373	同上	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.9.0)	1.13-297	b. 補助給水ピットへの補給に利用する水源の優先順位について、記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) これらのタンク等の水量は有限であるが、補給開始後、引き続き次の水源からの補給準備を開始することで水源が枯渇しないようにし、最終的には海に水源を切り替えることで水の中断が発生することなく、重大事故等時に必要となる十分な量の水を確保する。 (新) これらのタンク等の水量は有限であるが、補給開始後、引き続き次の水源からの補給準備を開始することで水源が枯渇しないようにし、最終的には海に水源を切り替えることで水の供給が中断することなく、重大事故等時に必要となる十分な量の水を確保する。	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.8.0)	1.13-382	同上	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.9.0)	1.13-350, 352, 354, 356, 358, 360, 362, 364, 366, 368, 370, 372, 374, 381	第1.13.2, 4, 6, 8, 10, 12, 14, 16, 18, 20, 22, 24, 26, 33図(概要図)について、以下のとおり記載を適正化を実施 ・「ろ過水タンク」の設置数を「2基」から「4基」へ修正した(3号炉用の2基に加えて1~2号炉用の2基を含めた合計4基を記載)。これに伴い、タンク間の連絡ラインや排水ラインを追記した。 (旧)「A-ろ過水タンク」, 「B-ろ過水タンク」 (新)「A-ろ過水タンク(3号炉)」, 「B-ろ過水タンク(3号炉)」, 「ろ過水タンク(1, 2号炉共用)」×2 ・第1.13.26図については、上記修正に加えて、「操作手順」③と⑧における「操作対象機器」に「A-ろ過水タンクブロー弁」と「B-ろ過水タンクブロー弁」を追加する修正を実施した。	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.8.0)	1.13-467, 470, 473, 478, 480, 482, 484, 486, 488, 490, 492, 495, 497, 504	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.9.0)	1.13-376, 378, 380	第1.13.28, 30, 32図 (概要図) について、以下のとおり記載を適正化を実施 ・「ろ過水タンク」の設置数を「1基」から「4基」へ修正した (3号炉用の2基に加えて1～2号炉用の2基を含めた合計4基を記載)。これに伴い、タンク間の連絡ラインや排水ラインを追記した。 (旧) 「ろ過水タンク」 (新) 「A-ろ過水タンク (3号炉)」, 「B-ろ過水タンク (3号炉)」, 「ろ過水タンク (1, 2号炉共用)」×2 ・「2次系タンク」の設置数を「1基」から「2基」へ修正した。これに伴い、タンク間の連絡ラインや排水ラインを追記した。 (旧) 「2次系純水タンク」 (新) 「A-2次系純水タンク」, 「B-2次系純水タンク」 ・「ろ過水タンク」を水源として「電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプ」によって送水するラインを削除した。	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.8.0)	1.13-499, 501, 503	同上	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.9.0)	1.13-459～461, 463, 465	添付資料1.13.22及び1.13.23について、以下のとおり記載の適正化を実施 ・「ろ過水タンク」の設置数を「2基」から「4基」へ修正 (3号炉用の2基に加えて1～2号炉用の2基を含めた合計4基を記載) ・上記修正に伴い、1, 2号炉のろ過水タンクを示したタンク等名称を以下 のとおり追加 ①A-ろ過水タンク (1, 2号炉共用) ②B-ろ過水タンク (1, 2号炉共用) ・上記修正に伴い、3号炉のろ過水タンクを示したタンク等名称を以下の とおり修正 (下線部参照) (旧) A-ろ過水タンク, B-ろ過水タンク (新) A-ろ過水タンク (3号炉), B-ろ過水タンク (3号炉) ・上記修正に伴い、表内の附番を修正 ・代替給水ビット位置を示したグレーハッチング範囲を適正化	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.8.0)	1.13-601～603, 605, 607	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.9.0)	1.13-462	添付資料1.13.23について、接続口名称の適正化を実施（下線部参照） (旧) 可搬型ホースとT.P.10m東側接続口接続 (新) 可搬型ホースと可搬型大型送水ポンプ車10m接続口接続 (旧) 可搬型ホースとT.P.33m西側接続口接続 (新) 可搬型ホースと可搬型大型送水ポンプ車33m接続口接続	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.8.0)	1.13-604	同上	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.9.0)	1.13-463～471	図名称の記載を適正化した。	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.8.0)	1.13-605～613,616	同上	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.9.0)	1.13-472	添付資料1.13.24について、表題「解釈一覧」の脱字修正を実施	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.9.0)	1.13-473	マスキング箇所の見直し ・添付資料1.13.24のうち数値のマスキング見直し	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.9.0)	1.13-620	同上	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.9.0)	1.13-474	添付資料1.13.24解釈一覧 2.弁番号及び弁名称一覧について、弁を追記した（下線部参照）。 3V-RW-131A <u>A</u> ーろ過水タンクブロー弁 屋外 3V-RW-131B <u>B</u> ーろ過水タンクブロー弁 屋外	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.8.0)	1.13-621	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	全般	英数字について、半角・全角表現の記載を適正化した。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	全般	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-7~9, 11, 16~ 18, 83, 84, 86, 87, 146, 147, 149, 150	記載の適正化 下記のとおり,設備名称の修正をした。また、関連する図表、添付資料についても同様に修正を行った。 (旧) : ディーゼル発電機設備 (燃料油系統) 配管・弁 (新) : ディーゼル発電機設備 (燃料油設備) 配管・弁	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-7~ 9, 11, 18, 19, 110, 111, 113, 183, 184, 186, 187	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-14	記載の適正化 条文内で統一が図れていなかったことから、下記のとおり修正する。 (旧) 代替電源 (直流) (新) 可搬型代替直流電源設備	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-14	同上 相違理由欄に大飯との相違理由についても追記した。	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-19	記載の適正化 (下線部参照) (旧) : 外部電源、ディーゼル発電機による給電が見込めない場合 (新) : 外部電源及びディーゼル発電機による給電が見込めない場合	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-21	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-29	記載の適正化 (下線部参照) (旧) : 電源車 (新) : <u>可搬型代替電源車</u>	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-32	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-25, 27, 32, 37, 41, 46	記載の適正化 (下線部削除) (旧) : 1.14.2.2.(1)a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電 (新) : 1.14.2.2.(1)a. <u>所内常設蓄電式直流電源設備による給電</u>	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-27, 30, 34, 43, 47, 52	同上 比較表1.4-27ページについては、女川欄も同様に記載を適正化。	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-42	記載の適正化 (下線部削除) (旧) : 切離し (新) : <u>切り離し</u>	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-48	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-42, 60, 61	記載の適正化 (下線部参照) (旧) : ケーブル接続、遮断器操作については、 (新) : <u>ケーブル接続及び遮断器操作については、</u>	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-48, 79	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-47	記載の適正化 下記のとおり,名称の修正をした。 (旧) : 通信設備等 (新) : 通信連絡設備	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-53	同上	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-54	記載の適正化 (下線部削除) (旧) : コントロールセンタB系受電後 (新) : コントロールセンタB系系受電後	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-67	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-65	記載の適正化 (下線部参照) (旧) : 可搬型代替電源車の移動、 <u>起</u> 動前点検を実施する。 (新) : 可搬型代替電源車の移動及び <u>起</u> 動前点検を実施する。	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-87	同上	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-64, 65	記載の適正化 (下線部参照) (旧) : 代替所内電気設備変圧器、 <u>代</u> 替所内電気設備分電盤の給電が完了 (新) : 代替所内電気設備変圧器及び <u>代</u> 替所内電気設備分電盤の給電が完了	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-83, 88	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-66	記載の適正化（下線部参照） (旧)：受電完了ま205分以内 (新)：受電完了まで205分以内	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-89	同上	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-68	記載の適正化（下線部参照） (旧)：可搬型タンクローリーへ軽油補給準備 (新)：可搬型タンクローリーへの軽油補給準備	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-92	同上	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-68, 71	記載の適正化（下線部参照） (旧)：切替え (新)：切り替え	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-93, 97	同上	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-81	記載の適正化（下線部参照） (旧)：発電用原子炉の停止，冷却，原子炉格納容器の健全性を確認 (新)：発電用原子炉の停止，冷却及び原子炉格納容器の健全性を確認	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-107	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-81, 82	記載の適正化 (下線部参照) (旧) : 24時間に渡って (新) : 24時間にわたって (旧) : 長期に渡る (新) : 長期にわたる	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-108	同上	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-82	誤記訂正 (旧) 可搬型代替直流電源装設備 (新) 可搬型代替直流電源設備	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-108	同上	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-98, 114	概要図 記載の適正化 2号起動変圧器に繋がる電路が矢印となっていたため、実線に修正した。	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-124, 142	同上	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-130, 212	第1.14.29図, 添付資料1.14-16 図-2 ・燃料の流れ方向がわかるように矢印を追記した。	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-164, 284	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-137	第1.14.36図 記載の適正化 ・ホースに名称を追記した。 ・燃料油の流れ方向がわかるように矢印を追記した。 ・ポンプ→給油ポンプ	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-171	同上	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-146	記載の適正化 添付資料1.14.1 非常用交流電源設備による給電のうちディーゼル発電機設備(燃料油設備)配管・弁の既設新設の分類を「既設, 新設」から「既設」へ修正した。	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-183	同上	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-151	記載の適正化 自主対策設備仕様のうち号炉間連絡予備ケーブルの数を下記の通り修正した。 (旧) 1組 (新) 2組	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-189	同上	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-154	記載の適正化(下線部参照) (旧): 可搬型代替電源 (新): 可搬型代替電源車	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-192	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-158	記載の適正化 下記のとおり,名称の修正をした。 (旧) : プラント監視機能及び原子炉格納容器冷却等に必要な負荷 (新) : プラント監視機能及び原子炉格納容器冷却に必要な負荷	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-197	同上	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-170	記載の適正化 (下線部参照) (旧) : 切離していた (新) : 切り離していた	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-235	同上	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-209~220	記載の適正化 添付資料1.14.16について,以下の修正を実施 ・43条→設置許可基準規則第43条 ・表現の適正化	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-281~291	同上	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-216	記載の適正化 図タイトルと図面の向きが合うように,図タイトルを図面の下に移動した。	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-288	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.15 事故時の計装に関する手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	全般	記載適正化のため、各資料における記号、数値、表の記載表現（半角、全角、フォント、表内の上/中央揃え、行の高さ）を修正した。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	全般	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	全般	記載適正化のため、以下の記載について修正した。（下線部参照） （旧）アンユラス内の水素濃度 （新）アンユラス内の水素濃度	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	全般	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-11	(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備における開閉所設備の記載について、同項内の号炉間電力融通設備の記載表現と整合を図るため以下のとおり修正した。（下線部参照） （旧） 開閉所設備による給電で使用する設備の耐震性は確保されていないが、1号又は2号炉のディーゼル発電機及び電路の健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。 （新） 開閉所設備による給電で使用する設備の耐震性は確保されていないが、1号又は2号炉のディーゼル発電機及び電路が健全 ^{※5} で、給電可能であれば重大事故等の対処に必要なパラメータの監視が可能となるため、電源を確保するための手段として有効である。	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	1.15-13	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-36	誤記訂正のため、第1.15.2表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（重大事故等対処設備）（7/7）における（注11）の記載について、以下のとおり修正した。（下線部参照） （旧） 放射線量率の1,000mSv/h は、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ設置箇所における空間線量率の最大値（約 $1 \times 10^8 \mu\text{Sv/h}$ ）を鉛遮蔽によって減衰させた後の値。 （新） 放射線量率の1,000mSv/h は、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ設置箇所における放射線量率の最大値（約 $1 \times 10^8 \mu\text{Sv/h}$ ）を鉛遮蔽によって減衰させた後の値。	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	1.15-60	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-47	誤記訂正のため、第1.15.3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定（11/23）における格納容器内水素濃度の代替パラメータ推定方法について、以下のとおり修正した。（下線部参照） ①について （旧）可搬型格納容器水素濃度計測ユニット （新）可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット ③について （旧） 格納容器内水素濃度の監視が不可能となった場合は、監視可能であればガス分析計（自主対策設備）により水素濃度を確認し、ガス分析計の結果に基づき水素濃度を推定する。 （新） 格納容器内水素濃度の監視が不可能となった場合は、監視可能であればガス分析計による水素濃度（自主対策設備）により水素濃度を確認し、ガス分析計による水素濃度（自主対策設備）の結果に基づき水素濃度を推定する。	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	1.15-78	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-58	誤記訂正のため、第1.15.3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定（22/23）における使用済燃料ピット水位（可搬型）の代替パラメータ推定方法について、以下のとおり修正した。（下線部参照） （旧）放射線率 （新）放射線量率	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	1.15-90	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-62	本文第1.15.3表と整合を図るため、第1.15.5表 重要監視パラメータを計測する常用計器及び重要代替監視パラメータを計測する常用代替計器（自主対策設備）について、分類のうち原子炉格納容器内の水素濃度（重要代替監視パラメータを計測する常用代替計器：原子炉格納容器圧力）の行を削除した。	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	1.15-95	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-63～66	誤記訂正のため、第1.15.6表 有効監視パラメータを計測する常用計器及び常用代替計器（自主対策設備）における有効監視パラメータ欄の記載位置を適正化した（左揃え⇒中央）。	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	1.15-96～99	同上	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-63	誤記訂正のため、第1.15.6表 有効監視パラメータを計測する常用計器及び常用代替計器（自主対策設備）について、以下のとおり修正した。 原子炉圧力容器内の水位のうち炉心出口温度の電源（旧） <u>B</u> 直流電源（新） <u>A</u> 直流電源 サブクール度の個数（旧）2（新）1 アニュラス水素濃度の電源（旧） <u>B</u> 計装用電源（新） <u>A</u> 計装用電源 また、本文第1.15.3表と整合を図るため、有効監視パラメータにAM用消火水積算流量、ろ過水タンク水位を追加した。	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	1.15-96	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-67	誤記訂正のため、第1.15.7表 有効監視パラメータ（自主対策設備）の監視・記録について（1/2）について、AM用消火水積算流量を追加した。	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	1.15-100	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-75	他条文の反映のため、第1.15.6図可搬型バッテリーによる原子炉安全保護盤（炉外核計装信号処理部）への電源供給タイムチャート及び第1.15.7図可搬型バッテリーによる原子炉安全保護盤（放射線監視設備信号処理部）への電源供給タイムチャートについて、要員（数）を以下のとおり修正した。 （旧）電気工作班員 （新）復旧班員	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	1.15-109	同上	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-77	誤記訂正のため、審査基準、基準規則と対処設備との対応表（2/2）における既設／新設の記載を修正した。	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	添1.15-2	同上	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	添付資料1.15.3全般	記載適正化のため、第1表における監視パラメータのうちろ過水タンク水位について計器数を2台から4台に修正した。また、SBO影響を考慮した際の計器数について注釈として以下のとおり追記した。（下線部は該当ページ内の他注釈を参照の上適宜調整） 「*1：4個のうち2個は、1，2号中央制御室に確認する。」	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	添付資料1.15.3全般	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-169, 176	記載適正化のため、第1表1.3.2.2(1)項のうち対応手段「c. 加圧器逃がし弁操作用バッテリーによる加圧器逃がし弁の機能回復」及び1.3.2.2(2)項のうち対応手段「c. 加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベによる加圧器逃がし弁の機能回復」にて操作に使用する監視パラメータとして、原子炉圧力容器内の圧力及び補機監視機能に分類する計器について追記した。	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	添1.15-137, 144	同上	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-177	記載適正化のため、第1表1.3.2.2(3)項のうち対応手段「a. 加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベによる加圧器逃がし弁の開操作」にて操作に使用する監視パラメータ欄の記載について以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 加圧器逃がし弁の開操作は、1.3.2.3「炉心損傷時における高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱を防止する手順」にて整備する。 (新) 加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベによる加圧器逃がし弁の開操作の手順については、「1.3.2.2(2) c. 加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベによる加圧器逃がし弁の機能回復」の操作手順と同様である。	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	添1.15-145	同上	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-180	記載適正化のため、第1表1.3.2.2(4)項のうち対応手段「b. 加圧器逃がし弁操作用バッテリーによる加圧器逃がし弁の機能回復」にて操作に使用する監視パラメータ欄の記載について以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 加圧器逃がし弁の開操作は、1.3.2.3「炉心損傷時における高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱を防止する手順」にて整備する。 (新) 加圧器逃がし弁操作用バッテリーによる加圧器逃がし弁の機能回復については、「1.3.2.2(1) c. 加圧器逃がし弁操作用バッテリーによる加圧器逃がし弁の機能回復」の操作手順と同様である。	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	添1.15-148	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-181	記載適正化のため、第1表1.3.2.2(4)項のうち対応手段「c. 代替交流電源設備による加圧器逃がし弁の機能回復」にて操作に使用する監視パラメータ欄の記載について以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 加圧器逃がし弁の開操作は、1.3.2.3「炉心損傷時における高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱を防止する手順」にて整備する。 (新) 代替交流電源設備に関する手順等は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	添1.15-149	同上	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-207	記載適正化のため、第1表1.4.2.1(1)a. 項のうち対応手段「(a) 充てんポンプによる原子炉容器への注水」にて操作に使用する監視パラメータのうち水源の確保に分類する計器としてほう酸タンク水位及び1次系純水タンクを追記した。	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	添1.15-175	同上	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-355, 356	記載適正化のため、第1表1.4.2.3(1)c. 項のうち対応手段「(a) 高圧注入ポンプによる高圧再循環運転」にて操作に使用する各監視パラメータを計測する計器について追記した。	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	添1.15-323, 324	同上	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-898	記載適正化のため、第1表7.1.1 a. 項のうち対応手段「補助給水系の機能喪失の判断及び喪失時の対応(電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの機能回復操作、電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水操作、SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水準備)※」にて使用する計器として補助給水流量、蒸気発生器水位(狭域)、蒸気発生器水位(広域)及び補助給水ピット水位を追記した。	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	添1.15-895	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-928	誤記訂正のため、第1表7.1.3 a. 項のうち対応手段「原子炉補機冷却機能及び制御用空気供給機能の回復操作」について有効性評価上考慮しない操作として注釈を追記した。	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	添1.15-953	同上	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-992	記載適正化のため、第1表7.1.7 a. 項のうち対応手段「再循環運転への切替失敗時の対応※」にて使用する計器のうち格納容器再循環サンプル水位（広域）及び格納容器再循環サンプル水位（狭域）について削除した。	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	添1.15-1022	同上	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-1033	記載適正化のため、第1表7.2.1.1 a. 項のうち対応手段「水素濃度監視」及び「1次冷却系強制減圧」を有効性評価上考慮する操作として修正し、注釈を削除した。	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	添1.15-1063	同上	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-1033	記載適正化のため、第1表7.2.1.1 a. 項に対処手段「1次冷却系強制減圧（加圧器逃がし弁操作用バッテリーの準備）※」を追加した。	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	添1.15-1063	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-1037, 1051, 1067	記載適正化のため、第1表7.2.1.1 a. 項, 7.2.1.2 a. 項及び7.2.4 a. 項のうち対応手段「代替格納容器スプレイ (B-充電ポンプ (自己冷却) による代替炉心注水) ※」にて使用する計器のうち原子炉格納容器圧力, 格納容器圧力 (AM用), 格納容器内温度, 格納容器再循環サンプ水位 (広域), 格納容器再循環サンプ水位 (狭域), 格納容器水位及び原子炉下部キャビティ水位について削除した。	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	添1.15-1067, 1081, 1109	同上	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-1053	記載適正化のため、第1表7.2.2項のうち表題の記載について以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) b. 外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、補助給水機能の喪失が発生する事故 (新) a. 外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、補助給水機能が喪失する事故	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	添1.15-1083	同上	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-1063	記載適正化のため、第1表7.2.4 a. 項のうち対応手段「1次冷却系強制減圧」を有効性評価上考慮する操作として修正し、注釈を削除した。	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	添1.15-1105	同上	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-1063	記載適正化のため、第1表7.2.4 a. 項に対応手段「1次系冷却系強制減圧 (加圧器逃がし弁操作用バッテリーの準備) ※」を追加した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	添1.15-1105	同上	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-1070, 1073	記載適正化のため、第1表7.3.1項のうち対応手段「使用済燃料ピット冷却機能喪失の判断及び対応（使用済燃料ピット冷却機能の回復操作）※」及び「使用済燃料ピット補給水系の故障の判断（使用済燃料ピット補給水系の回復操作）※」にて使用する計器をすべて削除し、抽出するパラメータを計測する計器及び抽出パラメータの代替パラメータを計測する計器欄の記載を「-」とした。	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	添1.15-1112, 1115	同上	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-1079	記載適正化のため、第1表7.3.2項のうち対応手段「使用済燃料ピット補給水系の故障の判断（使用済燃料ピット補給水系の回復操作）※」にて使用する計器をすべて削除し、抽出するパラメータを計測する計器及び抽出パラメータの代替パラメータを計測する計器欄の記載を「-」とした。	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	添1.15-1121	同上	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-1104	記載適正化のため、第1表7.4.3 a項のうち対応手段「代替再循環運転又は高圧再循環運転による1次冷却系の冷却」にて使用する計器として1次冷却材圧力（広域）を追加した。	
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	添1.15-1146	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-1115	誤記訂正のため、可搬型計測器及び可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）の必要個数整理（5/5）の注1について、以下のとおり記載表現を修正した。（下線部参照） （旧） 全交流電源喪失時は、水素監視装置、放射線監視装置、各計測装置及び使用済燃料ピット監視カメラに対して常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）により給電されるため監視可能である。 （新） 全交流動力電源喪失時には、水素監視装置、放射線監視装置、核計測装置及び使用済燃料ピット監視カメラに対して、常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）により給電されるため監視可能である。	
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	添1.15-1159	同上	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	添付資料1.15.6全般	第1表 代替パラメータによる判断への影響について、注釈の位置を修正した。	
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	添付資料1.15.6全般	同上	
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	添付資料1.15.13全般	添付資料1.15.3の修正に伴い以降のページ番号が変更となったため、本資料における大飯3／4号炉欄の再掲に係るページ番号を修正した。	
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.9.0)	1.15-1168	誤記訂正のため、2次系純水タンク水位及びろ過水タンク水位の記載を削除した。	
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r.8.0)	添1.15-1210	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r. 10.0)	全般	全角/半角, 改行位置, フォントの修正 (修正箇所のマーキングは未実施)	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r. 9.0)	全般	全角/半角, 改行位置, フォントの修正, 文字の色塗りの修正 (修正箇所のマーキングは未実施)	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r. 10.0)	1.16-17	(c) 操作の成立性 記載の適正化 (下線部参照) (旧) 運転員 (中央制御室) 1名, 災害対策要員 2名 (新) 運転員 (中央制御室) 1名及び災害対策要員 2名	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r. 9.0)	1.16-18	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r. 10.0)	1.16-25	1.16.2.2(1) 記載の適正化 (下線部参照) (旧) 身体サーベイ及び作業服の着替え等 (新) 身体サーベイ, 作業服の着替え等	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r. 9.0)	1.16-29	同上	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r. 10.0)	1.16-36, 37, 38	監視計器一覧 (第1.16.2表) の記載を適正化 以下の監視計器の名称を技術的能力1.15と統一 (下線部参照) (旧) ・泊幹線 1 L, 2 L 電圧 ・後志幹線 1 L, 2 L 電圧 (新) ・泊幹線 1 L 電圧, 2 L 電圧 ・後志幹線 1 L 電圧, 2 L 電圧	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.9.0)	1.16-43, 44, 45	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.10.0)	1.16-46, 47, 48, 49	第1.16.10図及び第1.16.11図について、有効性評価の変更内容を反映し適正化した。 【実施箇所・必要人員数】 ・災害対策本部要員：3人→4人 【本重要事故シーケンスにおける重大事故等対策時に必要な要員数】 ・災害対策本部要員：3→4 ・合計：20→21 【初動体制の要員数】 ・災害対策本部要員：3名→4名 ・合計数：35→36	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.9.0)	1.16-53, 54, 55, 56	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.10.0)	1.16-71, 123, 126, 127, 128	記載の適正化 「、」→「,」へ修正	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.9.0)	1.16-83, 147, 150, 151, 152	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.10.0)	1.16-80, 81	添付資料1.16.8 記載の適正化（下線部参照） （旧）モニタリング及び作業服の着替え等 （新）モニタリング、作業服の着替え等	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.9.0)	1.16-95, 96	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.10.0)	1.16-82	添付資料1.16.8 第1図 記載の適正化 (下線部参照) (旧) 第1図 チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート (新) 第1図 中央制御室チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.9.0)	1.16-97	同上	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.10.0)	1.16-85	添付資料1.16.8 記載の適正化 (下線部参照) (旧) 補修や汚染による養生シートの張替え等 (新) 補修、汚染による養生シートの張替え等	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.9.0)	1.16-100	同上	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.10.0)	1.16-88	添付資料1.16.8 c.汚染検査 記載の適正化 (旧) ②・・・にて汚染検査を受ける。 (新) ②・・・において汚染検査を受ける。	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.9.0)	1.16-103	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.9.0)	1.16-103	女川原子力発電所2号炉欄 添付資料1.16.7の誤記修正 (下線部参照) (旧) 助圭 (新) 助言	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.10.0)	1.16-91	添付資料1.16.8 第7図 記載の適正化 (下線部参照) (旧) 設備仕様 (新) 主要仕様	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.9.0)	1.16-105	同上	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.10.0)	1.16-100	添付資料1.16.8 第4表 記載の適正化(下線部参照) (旧) 中央制御室換気系統処理空間容量 (新) 中央制御室の空調バウンダリ体積	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.9.0)	1.16-116	同上	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.10.0)	1.16-124	技術的能力1.10コメント反映 添付資料1.16.12 試料採取室排気隔離ダンパ操作における被ばく線量評価について、アニュラス排気ダンパ開操作と同様に保守的に評価していることを追記するとともに、両操作の被ばく線量評価の保守性についても記載し、適正化した。(下線部参照) (旧)・・・被ばく線量は1mSv未満となる。 (新)・・・被ばく線量は保守的に評価 [※] した場合でも1mSv未満となる。 (旧)・・・被ばく線量は保守的に評価した場合でも4mSv未満となる。 (新)・・・被ばく線量は保守的に評価 [※] した場合でも4mSv未満となる。 (新) <u>※ 作業エリア及び移動経路において最も線量率の高くなる場所に、余裕を見込んで設定した作業時間(想定)の間、滞在し続けると仮定した線量評価</u>	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.9.0)	1.16-148	同上	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.10.0)	1.16-127, 131	添付資料1.16.13 有効性評価「添付資料7.2.1.1.1 炉心損傷の判断基準の設定根拠等」の以下の変更内容を反映し適正化した。 ・(4)の記載の削除 ・添付3のエリアモニタの図の適正化	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.9.0)	1.16-151, 155	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.17 監視測定等に関する手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.10.0)	目次	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) b. 海上モニタリング測定 (新) d. 海上モニタリング	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.10.0)	P1.17-1	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) d. 海上モニタリング測定 (新) d. 海上モニタリング	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.10.0)	P1.17-8	60条との記載内容の統一のため、以下の記載内容を修正した。(下線部参照) (旧) また、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合 (新) また、「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象(以下「原災法該当事象」という。)が発生した場合	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.10.0)	P1.17-11	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.10.0)	P1.17-9	60条との記載内容の統一のため、以下の記載内容を修正した。(下線部参照) (旧) また、海側及び緊急時対策所付近への設置については、発電所対策本部長が、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生したと判断した場合。 (新) また、海側及び緊急時対策所付近への設置については、発電所対策本部長が、原災法該当事象が発生したと判断した場合。	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.10.0)	P1.17-12	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.10.0)	P1.17-10 P1.17-11 P1.17-13 P1.17-15 P1.17-16 P1.17-18 P1.17-20 P1.17-21 P1.17-22 P1.17-23 P1.17-26 P1.17-27	他条文との記載内容の統一のため、以下の記載内容を追加した。(下線部参照) (旧)また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。 (新)また、円滑に作業ができるように、 <u>移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</u>	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.10.0)	P1.17-13 P1.17-17 P1.17-19 P1.17-21 P1.17-23 P1.17-25 P1.17-27 P1.17-29 P1.17-30 P1.17-31 P1.17-34 P1.17-35	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.10.0)	P1.17-11	1.17の他の手順と記載内容の統一のため、以下の記載内容を修正した。(下線部参照) (旧)発電所対策本部長が「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生したと判断した場合。 (新)発電所対策本部長が <u>原災法該当事象</u> が発生したと判断した場合。	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.10.0)	P1.17-17	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.10.0)	P1.17-11	以下の記載内容の記載位置を修正した。(下線部参照) c. 操作の成立性 上記の対応は、放管班員2名にて実施し、一連の作業(1箇所当たり)は、作業開始を判断してから80分以内で可能である。 -(添付資料1.17.2,8,9,11)- また、円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 <u>-(添付資料1.17.2,8,9,11)</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.10.0)	P1.17-17~18	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.10.0)	P1.17-26	1.17の他の手順と記載内容の統一のため、以下の記載内容を修正した。(下線部参照) (旧) 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、 (新) 原災法該当事象が発生した場合、	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.10.0)	P1.17-34	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.10.0)	P1.17-26	1.17の他の手順と記載内容の統一のため、以下の記載内容を修正した。(下線部参照) (旧) 発電所対策本部長が、「 <u>原子力災害対策特別措置法</u> 」第10条特定事象が発生したと判断した場合。 (新) 発電所対策本部長が、 <u>原災法</u> 該当事象が発生したと判断した場合。	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.10.0)	P1.17-34	同上	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.10.0)	P1.17-36	第1.17.2図について、ベースの屋外図面を最新化した。	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.10.0)	P1.17-42	同上	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.10.0)	P1.17-37	第1.17.4図について、ベースの屋外図面を最新化した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.10.0)	P1.17-43	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.10.0)	P1.17-38	第1.17.7図について、ベースの屋外図面を最新化した。	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.10.0)	P1.17-45	同上	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.10.0)	P1.17-40	第1.17.12図について、ベースの屋外図面を最新化した。	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.10.0)	P1.17-46	同上	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.10.0)	P1.17-43	第1.17.17図について、ベースの屋外図面を最新化した。	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.10.0)	P1.17-48	同上	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.10.0)	P1.17-47	60条との記載内容の統一のため、以下の記載内容を修正した。(下線部参照) (旧) また、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、 (新) また、 <u>原災法該当事象</u> が発生した場合、	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.10.0)	P1.17-51	同上	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.10.0)	P1.17-48	1.17の他の手順と記載内容の統一のため、以下の記載内容を修正した。(下線部参照) (旧) また、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、 (新) また、 <u>原災法該当事象</u> が発生した場合、	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.10.0)	P1.17-52	同上	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.10.0)	P1.17-49	60条との記載内容の統一のため、以下の記載内容を修正した。(下線部参照) (4) 緊急時モニタリングの実施手順及び体制 (旧) 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象 [*] 発生と判断した場合 (新) <u>原災法該当事象</u> [*] 発生と判断した場合	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.10.0)	P1.17-53	同上	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.10.0)	P1.17-49	記載内容の統一のため、以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の第七条第一号の表中におけるこの施設に該当する事象。 (新) <u>原災法該当事象</u> とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の第七条第一号の表中におけるこの施設に該当する事象。	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.10.0)	P1.17-53	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.10.0)	P1.17-51	「図1 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの設置図」について、ベースの屋外図面を最新化した。	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.10.0)	P1.17-56	同上	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.10.0)	P1.17-55	60条との記載内容の統一のため、以下の記載内容を修正した。(下線部参照) (旧) また、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、 (新) また、 <u>原災法該当事象</u> が発生した場合、	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.10.0)	P1.17-60	同上	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.10.0)	P1.17-55	「図1 可搬型モニタリングポストの設置位置及び保管場所」について、ベースの屋外図面を最新化した。	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.10.0)	P1.17-61	同上	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.10.0)	P1.17-56	「表1 可搬型モニタリングポストの計測範囲等」について、下記のとおり記載内容を追加した。 (旧) 警報動作範囲：－ (新) 警報動作範囲：計測範囲で可変	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.10.0)	P1.17-62	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.10.0)	P1.17-64	「第4図 可搬型モニタリングポストの設置場所及び放射線量率の感度評価の例(風向:北西)」について、ベースの屋外図面を最新化した。	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.10.0)	P1.17-69	同上	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.10.0)	P1.17-66	「第5図 可搬型モニタリングポストの設置場所にアクセスできない場合の代替測定場所」について、ベースの屋外図面を最新化した。	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.10.0)	P1.17-71	同上	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.10.0)	P1.17-70	「第7図 評価点及び可搬型モニタリングポストの設置場所及び保管場所」について、ベースの屋外図面を最新化した。	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.10.0)	P1.17-76	同上	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.10.0)	P1.17-89	「図1 気象観測設備の設置位置図」について、ベースの屋外図面を最新化した。	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.10.0)	P1.17-98	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.10.0)	P1.17-93	「図1 可搬型気象観測設備の設置場所及び保管場所」について、ベースの屋外図面を最新化した。	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.10.0)	P1.17-102	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.11.0)	全般	記載適正化（記載表現の統一） (旧) 概略系統図, 系統概略図 (新) 系統概要図	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.11.0)	全般	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.11.0)	全般	ページ番号の付番修正	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.11.0)	1.18-1 1.18-12	記載適正化（60条まとめ資料及び技術的能力1.17との記載整合） (旧) (2) 「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象発生時の手順 (新) (2) 「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象発生時の手順	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.11.0)	1.18-1 1.18-20	同上 上記修正に伴い、相違理由欄記載を以下のとおり適正化 【大飯】【女川】・記載表現の相違 原災法15条事象発生を考慮した記載としている。（60条及び技術的能力1.17との記載表現統一）	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.11.0)	1.18-1, 4, 6, 8, 9, 18	記載適正化 (旧) 線量計及びマスク等 (新) 線量計、マスク等	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.11.0)	1.18-2, 5, 9, 12, 13, 32	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.11.0)	1.18-7 1.18-28 1.18-47	記載適正化（他条文との記載整合） (旧)・ディーゼル発電機設備（燃料油系統）配管・弁 [燃料流路] (新)・ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁 [燃料流路]	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.11.0)	1.18-10 1.18-11 1.18-図表3 1.18-添付資料3	同上	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.11.0)	1.18-12	記載適正化 (旧)(a) 手順着手の判断基準 発電所対策本部長が「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生したと判断した場合。 (新)(a) 手順着手の判断基準 発電所対策本部長が「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象（以下「原災法該当事象」という。）が発生したと判断した場合。	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.11.0)	1.18-20	同上	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.11.0)	1.18-18, 83, 84	記載適正化 (旧) モニタリング及び作業服の着替え等 (新) モニタリング、作業服の着替え等	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.11.0)	1.18-33 1.18-添付資料44, 45	同上	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.11.0)	1.18-22	記載適正化（2箇所） (旧) 飲料水及び食料等 (新) 飲料水、食料等	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.11.0)	1.18-37	同上	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.11.0)	1.18-23	記載適正化（技術的能力1.0との記載整合） (旧) データ収集計算機，ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末は，全交流動力電源喪失時において，代替非常用発電機から給電する。 (新) データ収集計算機，ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末は，全交流動力電源喪失時において，常設代替交流電源設備から給電する。	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.11.0)	1.18-38	同上 上記修正に伴い，相違理由欄記載を以下のとおり修正 【女川】 ・設計の相違（相違理由⑩） 泊は常設代替交流電源設備である代替非常用発電機からデータ収集計算機，ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末へ給電する。	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.11.0)	1.18-23	記載適正化（他条文との記載整合） (旧) 1.14.2.1(1)「代替非常用発電機による代替電源（交流）による給電」にて整備する。 (新) 1.14.2.1(1)「代替電源設備による給電」にて整備する。	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.11.0)	1.18-38	同上	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.11.0)	1.18-34	記載適正化（第1.18.1図について，本文記載との記載整合を図った） (旧) 緊急時対策所交流動力電源喪失の機能喪失要因と対処設備・対処手段 (新) 機能喪失原因対策分析（緊急時対策所交流動力電源喪失）	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.11.0)	1.18-図表9	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.11.0)	1.18-38	記載適正化 (図2.4-16の加圧判断箇所(2箇所)に「(※)」を追記し、以下の注釈を追記) ・(※)放管班員が監視強化しているため確実に検知可能。また、警報でも検知可能。	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.11.0)	1.18-図表15	同上	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.11.0)	1.18-43	記載適正化 (第1.18.16図 緊急時対策所用発電機の準備操作、タイムチャートに以下の注釈を追記) ※：ケーブル接続作業の実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 第1.18.17図 緊急時対策所用発電機の起動操作 タイムチャートに以下の注釈を追記 ※：発電機の起動の実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.11.0)	1.18-図表23	同上	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.11.0)	1.18-69	記載適正化 (技術的能力1.0との記載整合) (旧) まず、基本的な機能を以下の4つに整理し、機能ごとに責任者として「班長」を配置する。 (新) まず、基本的な機能を以下の4つに整理し、機能ごとに責任者として「班長」を配置する。 <u>さらに、「班長」の下に機能班を配置する。</u>	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.11.0)	1.18-添付資料29	同上	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.11.0)	1.18-70	記載適正化 (技術的能力1.0との記載整合) (旧) また、運転班に属する災害対策要員は、運転支援活動、可搬型設備を用いた電源復旧活動、給水活動、消火活動等を実施する。 (新) また、運転班に属する災害対策要員は、 <u>発電課長(当直)の指示により、</u> 運転支援活動、可搬型設備を用いた電源復旧活動、給水活動、消火活動等を実施する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.11.0)	1.18-添付資料30	同上	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.11.0)	1.18-70	記載適正化（技術的能力1.0との記載整合） （旧）復旧班：設備や機能の復旧を実施する。 （新）○復旧班：設備や機能の復旧や、可搬型設備を用いた屋外アクセスルートのがれき撤去等を実施する。	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.11.0)	1.18-添付資料31	同上 上記修正に伴い相違理由欄に以下の記載を追記 【女川】記載方針の相違 復旧班の役割として屋外アクセスルートのがれき撤去等を追記した。女川もアクセスルートの確保は保修班が行う。	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.11.0)	1.18-71	記載適正化（技術的能力1.0との記載整合） 第1.18.8表 各職位のミッションの記載内容を更新	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.11.0)	1.18-添付資料32	同上	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.11.0)	1.18-75	誤記訂正 （旧）可搬型代用送水ポンプ車 （新）可搬型大容量海水送水ポンプ車	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.11.0)	1.18-添付資料35	同上	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.11.0)	1.18-107	記載適正化（第1.18.47図 緊急時対策所立ち上げタイムチャート） （旧）指揮及び通報連絡等 （新）指揮、通報連絡等	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.11.0)	1.18-添付資料71	同上	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.11.0)	1.18-107	記載適正化 (旧) 事故等発生後、少なくとも約100分以内には必要な電源設備及び換気設備の起動等を完了することが可能である。 (新) 事故等発生後、少なくとも約100分以内には必要な電源設備及び換気設備の起動を完了することが可能である。	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.11.0)	1.18-添付資料71	同上	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r.11.0)	1.18-109	記載適正化 (他条文との記載整合) (旧) 1.17.2.2(2)可搬型気象設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定 1.17.2.1(3)可搬型モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む12箇所 <small>の</small> 放射線量の測定 2. 1.18.2.2(3)通信連絡に関わる手順等 1.14.2.1 代替電源 (交流) による給電手順名等 (新) 1.17.2.2(2)可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の代替測定 1.17.2.1(2)可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定 2. 1.18.2.2(3)通信連絡に関する手順等 1.14.2.1 代替電源 (交流) による対応手順	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.11.0)	1.18-添付資料73	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.19 通信連絡に関する手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r9.0)	全般 (1.19-69, 1.19-84, 他)	泊発電所3号炉欄について、図表の図表番号・表題の記載位置を、図表の向きに合わせて移動しました。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r9.0)	1.19-6	「女川原子力発電炉2号炉」欄 不必要な段落記号「・」を削除しました。	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r9.0)	1.19-11	以下の記載を修正しました（下線部参照）。 （旧）現場（屋外）の発電所災害対策要員並びに放射能観測車でモニタリングを行う発電所災害対策要員は、衛星電話設備（携帯型）を使用する。 （新）現場（屋外）の発電所災害対策要員及び放射能観測車でモニタリングを行う発電所災害対策要員は、衛星電話設備（携帯型）を使用する。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r9.0)	1.19-8	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r9.0)	1.19-11	以下の記載を修正しました（下線部参照）。 （旧）現場（屋外）並びに放射能観測車でモニタリングを行う発電所災害対策要員は、無線連絡設備（携帯型）を使用する。 （新）現場（屋外）及び放射能観測車でモニタリングを行う発電所災害対策要員は、無線連絡設備（携帯型）を使用する。	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r9.0)	1.19-8	同上	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r9.0)	1.19-13	以下の記載を修正しました（下線部参照）。 （旧）④使用する端末とともに充電式電池又は予備の乾電池を携帯する。 （新）④使用する端末とともに予備の充電式電池又は予備の乾電池を携帯する。	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r9.0)	1.19-9	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r9.0)	1.19-13	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧)⑥使用中に充電式電池又は乾電池の残量が少なくなった場合は、使用後の充電式電池は充電を行うとともに充電式電池は交換し、乾電池は予備の乾電池と交換する。 (新)⑥使用中に充電式電池又は乾電池の残量が少なくなった場合は、使用後の充電式電池は充電を行うとともに充電式電池は予備の充電式電池と交換し、乾電池は予備の乾電池と交換する。	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r9.0)	1.19-9	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r9.0)	1.19-16	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧)②通話ボタンを押し、連絡する。 (新)②受話器を持ち上げ、通話ボタンを押し、連絡する。	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r9.0)	1.19-11	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r9.0)	1.19-16	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧)① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、テレビ会議システム及びモニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)の待ち受け画面を確認し、通信が可能な状態とする。 (新)① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、テレビ会議システム及びモニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)の待ち受け画面を確認し、リモコン操作により通信先と接続する。	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r9.0)	1.19-11	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r9.0)	1.19-17	「女川原子力発電炉2号炉」欄 項目横並びの段ずれが生じていたため適正化しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-r9.0)	1.19-19	以下の記載を修正しました（下線部参照）。 （旧）特に重要なパラメータを計測する手順等は、「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち1.11.2.3(1)b.「可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視」、 <u>「1.15 事故時の計装に関する手順等」</u> のうち1.15.2.2(1)「全交流動力電源喪失及び直流電源喪失」 <u>及び</u> 「1.17 監視測定等に関する手順等」のうち1.17.2.1「放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等」及び1.17.2.2「風向、風速その他の気象条件の測定の手順等」にて整備する。 （新）特に重要なパラメータを計測する手順等は、「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、 <u>1.11.2.3(1)b.「可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視」及び「1.15 事故時の計装に関する手順等」</u> のうち、 <u>1.15.2.2(1)「全交流動力電源喪失及び直流電源喪失」並びに「1.17 監視測定等に関する手順等」</u> のうち、 <u>1.17.2.1「放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等」</u> 及び1.17.2.2「風向、風速その他の気象条件の測定の手順等」にて整備する。	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r9.0)	1.19-13	同上	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-r9.0)	1.19-22	以下の記載を修正しました（下線部参照）。 （旧）緊急時対策所指揮所の発電所災害対策要員は、衛星電話設備（固定型）、 <u>衛星電話設備（FAX）及び衛星電話設備（携帯型）</u> を使用し、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等及び社内関係箇所へ通信連絡を行う。 （新）緊急時対策所指揮所の発電所災害対策要員は、衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）を使用し、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等及び社内関係箇所へ通信連絡を行う	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r9.0)	1.19-15	同上	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-r9.0)	1.19-31	以下の記載を修正しました（下線部参照）。 （旧）特に重要なパラメータを計測する手順等は、「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち1.11.2.3(1)b.「可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視」、 <u>「1.15 事故時の計装に関する手順等」</u> のうち1.15.2.2(1)「全交流動力電源喪失及び直流電源喪失」 <u>及び</u> 「1.17 監視測定等に関する手順等」のうち1.17.2.1「放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等」及び1.17.2.2「風向、風速その他の気象条件の測定の手順等」にて整備する。 （新）特に重要なパラメータを計測する手順等は、「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、 <u>1.11.2.3(1)b.「可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視」及び「1.15 事故時の計装に関する手順等」</u> のうち、 <u>1.15.2.2(1)「全交流動力電源喪失及び直流電源喪失」並びに「1.17 監視測定等に関する手順等」</u> のうち、 <u>1.17.2.1「放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等」</u> 及び1.17.2.2「風向、風速その他の気象条件の測定の手順等」にて整備する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r9.0)	1.19-20	同上	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r9.0)	1.19-33	以下の記載を修正しました（下線部参照）。 （旧）他の端末若しくは予備の充電式電池と交換することにより （新）他の端末又は予備の充電式電池と交換することにより	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r9.0)	1.19-21	同上	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r9.0)	1.19-48, 50, 52	通信連絡設備の一覧（1／3）、（2／3）、（3／3） 注記「※1：台数については今後訓練等を通して見直しを行う」を追記し、以降の注記番号を見直しました。	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r9.0)	1.19-29, 30, 31	同上	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r9.0)	1.19-57	第1図 通信連絡設備の概要 判読性向上のため、凡例を追加し、全体的に図を見直しました。	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r9.0)	1.19-32	同上	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r9.0)	1.19-59	第2図 通信連絡設備（発電所内）の概要 判読性向上のため、凡例を追加し、全体的に図を見直しました。	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r9.0)	1.19-34	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r9.0)	1.19-61	第1表 通信連絡設備（発電所内）の多様性 注記「※1 現場（屋内）：原子炉建屋，原子炉補助建屋，タービン建屋等」を追記し，以降の注記番号を見直しました。	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r9.0)	1.19-34	同上	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r9.0)	1.19-66	第5図通信連絡設備（発電所外 [社内外関係箇所]）の概要（その2） （統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備） 図を適正化しました。	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r9.0)	1.19-68	データ伝送設備（発電所外）に関する以下の記載について，6月6日に実施したヒアリングでのコメント回答を踏まえ記載を適正化（下線部参照）。大飯まとめ資料を参考掲載のうえ比較し，相違理由欄の記載を拡充しました。 （旧） データ伝送設備（発電所外）は，データ収集計算機からデータを収集し，緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送可能な設計とし，常時使用できるよう，通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）に接続し，多様性を確保するとともに，専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）及び通信事業者が提供する専用の衛星無線通信用回線（衛星系）にも接続し多様性を確保する設計とする。 （新） データ伝送設備（発電所外）は，データ収集計算機からデータを収集し，緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送可能な設計とし，常時使用できるよう，通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）に接続し，多様性を確保するとともに，専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）にも接続し多様性を確保する設計とする。 （相違理由欄） 【女川】設計方針の相違 ・当社は先行PWR同様に通信事業者が提供する専用の衛星無線通信用回線（衛星系）を保有していない。ただし，パラメータを共有する手段として，衛星電話設備（FAX）を保有している。 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・大飯も泊と同様に統合原子力防災ネットワークおよび電力保安通信用回線の2種類の回線でデータ伝送しており，設備構成に相違は無い。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r9.0)	1.19-40	同上	同上
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r9.0)	1.19-73	以下の記載を修正しました（下線部参照）。 （旧）中央制御室における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用電源設備であるディーゼル発電機又は無停電電源等から受電可能な設計とする。 （新）中央制御室における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用電源設備であるディーゼル発電機、 <u>無停電電源等</u> から受電可能な設計とする。	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r9.0)	1.19-44	同上	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r9.0)	1.19-73	以下の記載を修正しました（下線部参照）。 （旧）また、通信連絡設備の電源設備を第3表に示す。 （新）また、通信連絡設備の電源設備を第3表及び第4表に示す。	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r9.0)	1.19-44	同上	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r9.0)	1.19-74	以下の記載を修正しました（下線部参照）。 （旧）緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用電源設備であるディーゼル発電機又は無停電電源等から受電可能な設計とする。 （新）緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用電源設備であるディーゼル発電機、 <u>無停電電源等</u> から受電可能な設計とする。	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r9.0)	1.19-45	同上	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r9.0)	1.19-76	以下の記載を修正しました（下線部参照）。 （旧）原子炉補助建屋における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用電源設備であるディーゼル発電機又は無停電電源等から受電可能な設計とする。 （新）原子炉補助建屋における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用電源設備であるディーゼル発電機、 <u>無停電電源等</u> から受電可能な設計とする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r9.0)	1.19-46	同上	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r9.0)	1.19-76	以下の記載を修正しました（下線部参照）。 （旧）また、通信連絡設備の電源設備を第5表及び第6表に示す。 （新）また、通信連絡設備の電源設備を第3表、第4表、第5表及び第6表に示す。	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r9.0)	1.19-46	同上	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r9.0)	1.19-83	第11図 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置の概要 判読性向上のため、凡例を追加し、全体的に図を見直しました。	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r9.0)	1.19-51	同上	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r9.0)	1.19-92	以下の記載を修正しました（下線部参照）。 （旧）また、各事故シーケンスグループ等で使用する携行型通話装置を使用する通話場所の例を第7表、 <u>各事故シーケンスグループ等で使用する携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備（携帯型）の台数を第8表、第9表及び第10表に示す。</u> （新）また、各事故シーケンスグループ等で使用する携行型通話装置を使用する通話場所の例を第7表に示す。	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r9.0)	1.19-57	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 2.1 可搬型設備等による対応

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	本文全般	以下のとおり、ページ番号の記載を見直した。(下線部参照) (△はページ番号を表す) (旧) 2.1-△ (新) 2.1-△	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	添付資料全般	以下のとおり、ページ番号の付番を見直し、本文からの通番とした。 (○は添付資料の番号、△はページ番号を表す) (旧) 添付2.1.○-△ (新) 2.1-△	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	添付資料全般	同上。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(本文 比較表) とりまとめた資料-1~4	・相違箇所の事例の参照ページの記載表現を、比較結果をとりまとめた資料内で統一した。 ・相違箇所の事例として、図表や添付資料を参照する場合に、具体的なページ番号を追記した。	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(本文) 2.1-48, 49	第2.1.3表の項目欄について、以下のとおり追記し、記載を適正化した。 (下線部参照) (旧) 重大事故対策で想定～ (新) 重大事故等対策で想定～	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(本文 比較表) 2.1-134, 135	同上。	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(本文) 2.1-70	第2.1.4表(5/6)の対応操作名について、以下のとおり、記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 号機間融通 (新) 号炉間融通	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(本文 比較表) 2.1-140	同上。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(本文) 2.1-97, 169, 198, 199, 201, 202	以下の表について、技術的能力1.3, 1.11及び1.14の審査進捗を反映した。 ・「第2.1.6表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 (1.3) (8/8)」 ・「第2.1.14表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 (1.11) (2/4)」 ・「第2.1.17表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 (1.14) (1/5), (2/5), (4/5), (5/5)」	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(本文 比較表) 2.1-156, 207, 225, 226, 227	同上。	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(添付資料2.1.1) 2.1-234	第3表(6/11)のNo.10について、以下のとおり、泊の審査資料内で記載を統一した。(下線部参照) (旧) 取水口及び海水ストレーナ等 (新) 取水口、海水ストレーナ等	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(添付資料2.1.1 比較表) 2.1-250	同上。	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(添付資料2.1.1) 2.1-271	補足(6)の本文の記載について、以下のとおり、泊の審査資料内で記載を統一した。(下線部参照) (旧) 具体的には、以下に示す建屋、屋外設置の設備等を評価対象設備として選定した。 (新) 具体的には、以下に示す建屋及び屋外設置の設備等を評価対象設備として選定した。	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(添付資料2.1.1 比較表) 2.1-298	同上。また、当該箇所について「緑」で識別し、記載表現の相違として相違理由を追記した。	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(添付資料2.1.4) 2.1-308, 309, 311, 313	可搬型大容量海水送水ポンプ車の容量について、以下のとおり適正化した。(下線部参照) (旧) 容量：約1,440m ³ /h, 約1,800m ³ /h (新) 容量：約1,320m ³ /h, 約1,440m ³ /h	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(添付資料2.1.4 比較表) 2.1-344, 345, 347, 349	同上。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(添付資料2.1.4) 2.1-310	ガス分析計の設置場所について、技術的能力1.0の添付資料1.0.2の別紙30の記載に合わせた。(下線部参照) (旧) 原子炉補助建屋T.P. 6.3m (新) 原子炉補助建屋T.P. 2.8m中間床	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(添付資料2.1.4 比較表) 2.1-346	同上。	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(添付資料2.1.4) 2.1-311	使用済燃料ピット水位(可搬型)の保管場所について、以下のとおり適正化した。(下線部参照) (旧) 燃料取扱棟T.P. 33.1m (新) 周辺補機棟T.P. 33.1m, 燃料取扱棟T.P. 33.1m	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(添付資料2.1.4 比較表) 2.1-347	同上。	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(添付資料2.1.4) 2.1-312	主蒸気逃がし弁の設置場所について、技術的能力1.0の添付資料1.0.2の別紙30の記載に合わせた。(下線部参照) (旧) 周辺補機棟T.P. 37.6m (新) 周辺補機棟T.P. 33.1m	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(添付資料2.1.4 比較表) 2.1-348	同上。	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(添付資料2.1.4) 2.1-313	原子炉補機冷却水ポンプの設置場所について、以下のとおり追記し、記載を適正化した。適正化に当たっては、技術的能力1.0の添付資料1.0.2の別紙30の記載に合わせた。(下線部参照) (旧) 周辺補機棟T.P. 2.8m (新) 周辺補機棟T.P. 2.8m中間床	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(添付資料2.1.4 比較表) 2.1-349	同上。	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(添付資料2.1.4) 2.1-314	後備蓄電池の設置場所について、技術的能力1.0の添付資料1.0.2の別紙30の記載に合わせた。(下線部参照) (旧) 原子炉補助建屋T.P. 14.2m (新) 原子炉補助建屋T.P. 10.3m中間床	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(添付資料2.1.4 比較表) 2.1-350	同上。	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(添付資料2.1.4) 2.1-314	可搬型直流電源用発電機の保管場所について、以下のとおり適正化した。 (下線部参照) (旧) T.P.33.1m (新) T.P.33.1m、60m	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(添付資料2.1.4 比較表) 2.1-350	同上。	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(添付資料2.1.4) 2.1-315	給油に係る作業の「所要時間(想定)」について、技術的能力1.14における想定時間を反映した。	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(添付資料2.1.4 比較表) 2.1-351	同上。	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(添付資料2.1.4) 2.1-315	以下のとおり、設備名称を適正化した。(下線部参照) (旧) 燃料油移送ポンプ (新) <u>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</u>	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(添付資料2.1.4 比較表) 2.1-351	同上。	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(添付資料2.1.6) 2.1-342, 344, 345	以下のとおり、泊の審査資料内で用語の統一を図った。 (旧) 定検 定期検査 (新) 定期事業者検査	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(添付資料2.1.6 比較表) 2.1-383, 384, 386	同上。また、当該箇所について「緑」で識別し、記載表現の相違として相違理由を追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(添付資料2.1.6) 2.1-343	以下のとおり、記載表現を適正化した。 (旧) 1008体 (新) 1_008体	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(添付資料2.1.6 比較表) 2.1-384	同上。	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(添付資料2.1.7) 2.1-362, 364, 366, 368	第1図, 第3図, 第5図, 第7図について、屋外図面を更新した。	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(添付資料2.1.7 比較表) 2.1-406, 408, 410, 411	同上。	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(添付資料2.1.7) 2.1-369	第8図の【放水砲配置②】についてSFP中心部に放水するための射程を適正化し、その左図中の記載と整合した。	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(添付資料2.1.7 比較表) 2.1-411	同上。	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(添付資料2.1.8) 2.1-371, 372, 374, 376	可搬型大容量海水送水ポンプ車の容量について、以下のとおり適正化した。 (下線部参照) (旧) 容量：約1,440m ³ /h, 約1,800m ³ /h (新) 容量：約1,320m ³ /h, 約1,440m ³ /h	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(添付資料2.1.8 比較表) 2.1-413, 414, 418, 421	同上。	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(添付資料2.1.8) 2.1-373	ガス分析計の設置場所について、技術的能力1.0の添付資料1.0.2の別紙30の記載に合わせた。(下線部参照) (旧) 原子炉補助建屋T.P.6.3m (新) 原子炉補助建屋T.P.2.8m中間床	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(添付資料2.1.8 比較表) 2.1-417	同上。	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(添付資料2.1.8) 2.1-374	使用済燃料ピット水位(可搬型)の保管場所について、以下のとおり適正化した。(下線部参照) (旧) 燃料取扱棟T.P.33.1m (新) 周辺補機棟T.P.33.1m、燃料取扱棟T.P.33.1m	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(添付資料2.1.8 比較表) 2.1-418	同上。	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(添付資料2.1.8) 2.1-375	主蒸気逃がし弁の設置場所について、技術的能力1.0の添付資料1.0.2の別紙30の記載に合わせた。(下線部参照) (旧) 周辺補機棟T.P.37.6m (新) 周辺補機棟T.P.33.1m	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(添付資料2.1.8 比較表) 2.1-420	同上。	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(添付資料2.1.8) 2.1-376	原子炉補機冷却水ポンプの設置場所について、以下のとおり追記し、記載を適正化した。適正化に当たっては、技術的能力1.0の添付資料1.0.2の別紙30の記載に合わせた。(下線部参照) (旧) 周辺補機棟T.P.2.8m (新) 周辺補機棟T.P.2.8m中間床	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(添付資料2.1.8 比較表) 2.1-421	同上。	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(添付資料2.1.8) 2.1-377	後備蓄電池の設置場所について、技術的能力1.0の添付資料1.0.2の別紙30の記載に合わせた。(下線部参照) (旧) 原子炉補助建屋T.P.14.2m (新) 原子炉補助建屋T.P.10.3m中間床	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(添付資料2.1.8 比較表) 2.1-423	同上。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(添付資料2.1.8) 2.1-377	可搬型直流電源用発電機の保管場所について、以下のとおり適正化した。 (下線部参照) (旧) T.P. 33. 1m (新) T.P. 33. 1m, <u>60m</u>	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(添付資料2.1.8 比較表) 2.1-423	同上。	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(添付資料2.1.8) 2.1-378	給油に係る作業の「所要時間(想定)」について、技術的能力1.14における想定時間を反映した。	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(添付資料2.1.8 比較表) 2.1-424	同上。	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(添付資料2.1.8) 2.1-378	以下のとおり、設備名称を適正化した。(下線部参照) (旧) 燃料油移送ポンプ (新) <u>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</u>	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(添付資料2.1.8 比較表) 2.1-424	同上。	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(添付資料2.1.8) 2.1-380	第1図について、屋外図面を更新した。	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.8.0)	(添付資料2.1.8 比較表) 2.1-429	同上。	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.9.0)	(添付資料2.1.11) 2.1-394	第1表のうち、復旧班のミッションについて、技術的能力1.0の記載を踏まえて反映した。(下線部参照) (旧) 屋外アクセスルートのがれき撤去 (新) 屋外アクセスルートのがれき撤去等	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 8. 0)	(添付資料2. 1. 11 比較表) 2. 1-449	同上。	